

平成29年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年3月8日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（19名）

1番	林 晴道	2番	高橋秀典
3番	米本弥一郎	4番	有田恵子
5番	宮内保	6番	磯本繁
7番	飯嶋正利	8番	宮澤芳雄
9番	太田将範	10番	伊藤保
11番	島田和雄	12番	平野忠作
13番	伊藤房代	15番	向後悦世
16番	景山岩三郎	17番	滑川公英
19番	佐久間茂樹	21番	高橋利彦
22番	林正一郎		

---

欠席議員（3名）

14番	林七巳	18番	木内欽市
20番	林俊介		

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	飯島茂

行政改革 推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て 支援課長	大矢 淳	高齢者 福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員 局長	高安 一範	農業委員 会長	相澤 薫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 滑 川 公 英

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） おはようございます。17番、滑川公英、平成29年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

アメリカのトランプ大統領はTPPの批准を破棄し、二国間通商条約の締結を前面に打ち出し、農業、自動車に関してはTPPより厳しい内容になると報道されております。日本の農業は後継者難、団塊の世代の高齢化、リタイアと内外に暗雲が立ち込めております。

そんな中で、2014年の全国の市町村別農業産出額が8年ぶりに発表され、旭市は8年前には全国9位、418億円が、今回は全国6位、産出額514億円と躍進いたしました。その中で、野菜が182億円、畜産が271億円を占めております。各経営体の努力の結晶だと考えております。旭市の地場産業が、これからも右肩上がり続くよう、行政のサポートも重要だと思っております。

一般質問は3件です。市民の皆様に分かりやすく簡潔明瞭な答弁を期待しております。

大きい1の農業政策について。

躍進した農業産出額ですが、減反政策の終了、アメリカとの二国間協議の行く末は難しいかじ取りが待っておりますが、国の農業施策次第の市町村ではありますが、平成30年の減反政策終了後の農業政策について、旭市のビジョンはどのようなものになっておるのでしょうか。

(2) 国は減反とともに転作を奨励しておりますが、それも野菜の転作がメインであります。平成10年以前は、水田を畑に転作するための水田埋め立て事業に県・市は補助金を出し転作奨励を打ち出し、施設園芸や露地野菜の経営を拡大しました。先の農業産出額のうち、米は36億円です。206億円が畑作の産出額です。旭市の耕地面積6,380ヘクタールのうち、水田面積は3,950ヘクタール、約62%ですが、行政はどのようにお考えなのでしょうか。

(3) 農振地域の見直しについて。農業振興地域の見直しについては、一般質問、建設経済委員会で何度も質問し、やっと今年の4月から予算計上し、取りかかっていただけのものと信じております。農振の見直しは合併時に5年ごとに見直すと計画されていましたが、合併後五、六年で干潟、海上、飯岡地区は実行されていますが、旭地区はもうすぐ12年になろうとするのに、やっと重い腰を上げてくれました。特に旭市の中央地区は、住宅地の真ん中にある農地が農振地域という場所がたくさんあります。また、2年前から、農振地域の宅地化は原則500平米以上は農水課では受け付けていません。ですから、宅地の細切れ開発ばかりが横行し、秩序立った開発が失われてしまいました。

行政のデメリットをなくす農振地域の見直しについては、全員協議会で副市長は3か年予算とおっしゃいましたが、予算書のどこに計上されているのでしょうか。

大きい2の慢性赤字の下水道事業について。

赤字解消の具体的な方策を執行部は示すべきではないのでしょうか。合併前からずっと赤字で、中央病院新館棟の下水が接続されてから約4,000万円程度改善されましたが、先の下水道経営計画書でも10年先も赤字額は同額ベースです。使用料及び手数料収入が9,000万円弱で、一般会計からの繰入金約4億円弱、ほかの特別会計、国民健康保険、後期高齢者、介護保険とは異なり、処理区域内人口は旭市の人口の約1割の6,500人台です。加入率は六十数%です。抜本的な収支改善策はあるのか、それとも、旭市は下水道がありますとの旭市のプライドのために、今後とも一般会計から繰り入れて毎年約4億円弱を続けていくのでしょうか。

投票率の向上について。

今年は選挙の年と言われています。まず初めに、3月26日の千葉県知事選挙、7月の旭市

長選挙、12月の旭市議会議員選挙が予定されています。事によりますと衆議院が解散され、総選挙もあるやもしれません。

昨年の参議院議員選挙は36投票所から19投票所と大幅に投票所が削減されました。選挙権が18歳までに拡大されましたが、何が原因かは分かりませんが、7月10日の投票率は44.64%と最悪でした。26年12月14日、衆議院議員選挙が50.55%、それから25年12月15日の市議会議員選挙が56.8%、25年7月21日、市長、参議院同時選挙が53.65%、4年前の3月17日の知事選挙が37.2%でした。

投票所の削減が、人口割だと旧旭地域が大変厳しかったようです。削減の見直して緩和ということはあるのでしょうか。お考えをお示してください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、1番の農業政策についての（1）、（2）、（3）についてお答え申し上げます。

まず、（1）平成30年の減反政策終了後についてということですが、国の計画によりますと、米ですね、平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らずに、生産者や集荷業者などが中心となり、需要に応じた生産を行っていくこととされております。このような国の計画に基づきまして、国からは産地別にきめ細かい需給、価格情報や販売進捗、在庫等の情報提供を行うとともに、現行の政策の戦略作物であります飼料用米、WCS用稲などの作付に対しても引き続き支援を行うものと伺っております。

市といたしましても、国・県の施策や動向を踏まえ、米価の下落対策のために飼料用米、WCS用稲等、戦略作物への取り組みについて支援を行っていきたいと考えております。

次に、（2）の国は転作を推奨しているが、水田埋め立てに対する市の考えはということですが、議員からお話がありましたように、旧旭市では平成12年度まで県の補助事業による水田の客土事業を行っておりました。その後、国の米政策の変遷、これは3年ぐらいで変わっていくんですけども、そういった中で埋め立ての事業が、なくなった理由はよく分かりませんが、国・県の補助事業が終了してしまいました。

野菜の生産というのは、旭市の農業の中で非常に重要だということは認識しておりまして、推進していかなければという考えはありますけれども、埋め立てという部分に対しては、国・県が、今ないということで、市のほうも支援は今のところ予定はしておりません。

それから、(3)の農振地域の除外見直しについてということで、予算書のどこに計上されているかというご質問でございます。予算書のほうは162ページになります。162ページ、6款1項3目農業振興費の説明欄のほうに、1で農業振興事務費があります。その中の13の委託料、計画策定支援業務委託料ということで、本年度377万1,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 大きな項目2番、下水道事業について、慢性的な赤字解消の具体的な方策はという質問にご回答申し上げます。

慢性的な赤字解消のためには、支出では維持管理を適切に行いまして支出を抑え、収入では加入促進を図り、使用料収入を増やしてまいりたいと思います。具体的には、維持管理費に関しましてはストックマネジメントを策定し、施設の計画的な調査、修繕をして長寿命化を行い、予防保全型施設管理の観点に立ちまして、維持管理費の削減に努めたいと思います。また、収入につきましては、未加入世帯への加入促進の方法を検証し、ホームページや戸別訪問などにより下水道へのご理解をいただき、接続の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは3番目の投票率向上につきましてお答え申し上げます。

確かに昨年、参議院議員選挙で36投票所から19投票所に再編したところでございました。この再編も投票所の投票環境を向上させる、それから、合併以後そのままになっていた投票所について、それらを整理したという形になっています。

確かに、投票率につきましては徐々に低下傾向がありまして、これは長期にわたって続いているものであります。当然、向上に向けて投票行動に移してもらうこと、これがとても重要だと思っています。そのためにどういうことをしていくのかということがあるかと思えます。まず、選挙があること、投票があること、これを周知することが第一にあります。その後、例えば今度は物資の配布によって注意を引きつけていく。そのためには啓発物資、それから看板、懸垂幕、防災行政無線でのお知らせ等、通常の啓発活動に加えて、去年は旭農業高校での出前授業、それからサンモールでの街頭啓発等も実施したところであります。こ

ういった啓発を継続して続けていきたいと、そのように思っています。

あと、若年層に対する投票向上、これにつきましては、今回、市内で2校の高校が卒業式がございました。その前に啓発物資を配布いたしまして、ぜひ投票に行っていたきたいと、そのようにお願いしたところでございます。継続して投票を呼びかけていくことがまず第一であろうと。

ただ、19の投票所につきましては、今後もそのまま継続して投票所としていきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、質問順に再質問させていただきます。

農業政策についてですが、やはり旭市としては国や県の方針どおりにしか考えていないと。旭市のビジョンは、国や県の言うなりにやっていくというように聞こえましたけれども、今、日本国内では食料用の中米、業務用ですね、これが不足し価格も上昇しております。国の餌米シフトの減反政策により、食料米より飼料米の作付をしたほうが収入が上がり、豚や鳥に食べさせるための補助金の額が、人間様の食べる米を作るよりも補助金額が多くなるのは異常ではないのでしょうか。このような政策が本当に長続きできるのでしょうか。

畜産の餌に税金をばらまいている構図です。千葉県農業再生協議会では、飼料米の作付拡大を奨励しています。米の消費は毎年約8万トンずつ減少し、減反強化、餌米拡大は兼業農家の延命策と捉えられてもおかしくはないと思いますが、行政側の認識はどのように考えているのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かに米価が非常に低迷しているという中で、水田を水田のまま利用できて、今ある機械を使って作業が進められるということで、飼料米のほうを推進しております。また、国・県もそういった方向で進んでおりまして、確かに逆転現象が起きるといのはありますけれども、今、農家の方が取り組みやすい方向で生産調整をして、米の価格を維持向上させていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 農業人口は2016年の統計だと、2006年には525万人、65歳以上が38%

でした。ところが、2016年の2月には317万人で65歳以上が47%です。これからいうと、旭市もほとんど同じような傾向になっているのではないかと思います。

そこで、特区、今だいぶ新聞をにぎわしておりますが、大規模な畜産農家とか施設園芸農家等は外国人の雇用が当たり前になっております。秋田県の大潟村、群馬県の昭和村等では、国家戦略特区を申請しております。国は17自治体を既に国家戦略特区として指定し、今年は農業分野でも規制緩和を図るそうですが、農業特区とか国家戦略特区への旭市の提案はいかななものなのでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） ただいま外国人労働者の特区のお話がありました。国のほうでは昨年末、今現在、外国人研修生を受け入れるのは3年というような期間がございます。それをプラス5年に延長できるような特区制度を、今国のほうでも考えているということでございますので、特区については国のほうの成り行きを見守った上で、市のほうでどうするかを考えたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 国がやっているからその流れでいいだろうと。たしか、今、建設業界では外国人の研修生、実習生、5年ということになっていますし、今、農業関係についても延長できるのではないかと、2年間プラス延長できるんじゃないかというような話が出ていますけれども、もうちょっと千葉県の中で一番の生産額がある農業、畜産なんですから、そのような構想をぜひ国に訴えかけていって、今までも農業特区もやりません、経済特区やりません、災害特区もやりませんということではなくて、やはり県内でも1番の農業生産額、国でも6番目にあるわけですから、ぜひそういう方向で打ち出していきたいんですよね。今の組織だけでは、実際には困っているところも結構あります。要するに、研修生の受け入れ期間に対する支払いというのも結構大変な額になっているので、そういうことも踏まえて、もっと規制緩和の方向に旭市も手を挙げていただけないかと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 外国人労働者の特区ということでございます。

確かに農家の方の後継者不足、労働力不足というのは本当に生じているというふうに認識



しております。そういった中で、外国人の実習生のための特区というのは、研究していきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 研究しますんじゃなくて、もう対策するときではないかと思うんですけどもね。

（2）のほうですけれども、やはり農林水産、要するに旭市は埋め立て事業について考えていないということであれば、輝け農業ですか、あの予算額についても、まだ需要がいっぱいあるのに予算が限定されていてできない方々というのはたくさんあるわけですよ。それで、なおかつ25%の補助金の中でも、埋め立てして施設園芸を作るとか、そういうのもあるわけにもかかわらず予算額が限定されていると。その予算というのは、県の予算の6割が旭市に来ているという話を前から聞いておるんですけども、この予算をもっと分捕ってくれるような、分捕ってくるような方策というのは、行政は持っていないんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 施設園芸の方への支援ですけれども、例年、広報等を通じまして、そういった補助事業をPRいたしまして希望者を募りまして、希望のあった方全員には補助金が出るよということに県のほうに折衝しておりまして、そういったのを多くの皆さんに活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） もう29年度予算は満杯になっていると思うんですよ。毎年そういうような状況であるのに、なぜ県にもっと旭市に予算をくれというようなことができないんですか。県の予算の6割、事によったら6割以上、8割くらいが来ているわけでしょうよ。やっぱりこれは県にしっかり要求してもらって、なお、旭市の地場産業が発展するように、畜産も含めてですよ、やるのが当たり前。ただ県から指示されたからこれだけの予算だというのはおかしいんじゃないですか。もう来年度の平成30年度の輝けプランですか、農業プランも、手を挙げている人がもういっぱいいるわけですよ。毎年分かっている、なぜそういうようなことを先取りできるような政策をしていかないのでしょうか。県内で余った輝けプランのものが少しは来ているというのは前々から聞いていますけれども、供給が全然足りないんじゃない

いかと。事によったらもっと発展できるんじゃないかと。

今のプランというのは、施設園芸に限らず、農業機械でも何でもあるわけでしょう。その辺を拡大していけば、何も埋め立て云々は、埋め立ては個人でやってくださいよ、露地をたくさん作ってくださいよ、施設園芸をたくさん作ってくださいよという方向になるのではないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 県の農業予算をもっともっととるように努力しろということだと思えますけれども、議員がおっしゃるように、今、「輝け！ちばの園芸」の県の補助事業については、旭市は8割くらい県の予算を持ってきているところでもあります。要望といいましょうか、そういった仕事も多いということの中で、旭市はそれだけ県に認められて、8割くらい県の「輝け！ちばの園芸」の予算を持ってきているわけでありまして、それ以上ということになりますと、やはり千葉県も野菜県、野菜自治体がかなりあるわけでもありますので、バランス的な部分、県のほうで審査をするわけでもありますので、なかなか難しいかなと、そんなような思いもあるわけですが、折に触れて県へ行ったらそういったことは要望はしているつもりでありますけれども、最終的に県の判断ということで、今、「輝け！ちばの園芸」は予算化しているところでもありますので、これからも引き続き旭市はそういった農業のまちでありますので、強力に県のほうに働きかけていきたいと。

ただ、議員が先ほど申しましたように、埋め立てとかそういった部分も「輝け！ちばの園芸」の事業化の中で埋め立ては恐らく予算化の中でできると思えますので、そういった部分を含めての工事費だと思えますので、そのための補助を県から25%、市から6%か7%くらい、申し込み者に対して補助しているところでもありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。埋め立てのほうもその輝けプランの中に入るんじゃないかという市長の答弁ですので、担当課のほうもしっかりやっていただきたいと思えます。

それで、旭市の大水田地帯の干潟八万石、これは皆さんご存じのように椿海の干拓により開田されましたが、標高はだいたい3メートル台なんですよね。ですから、ほかの県でやっているような乾田化というのは、暗渠が入っていても実際には無理なんですよ。そういう

中で、椿海のだ真ん中、八万石のだ真ん中で埋め立てということではなくて、その周りで埋め立て事業というのはたくさん需要があると思うので、ぜひ市でも、例えば今市長が言ったけれども、輝けプランの中だけでなく、そのような方向で進んでいただければ、これからも農業生産額は順調に伸びていけるんじゃないか、そういうようなことをやるような方々というのは、露地でもそうですし施設園芸でもそうですけれども、ほとんど後継者があるから規模を拡大とか埋め立てとかしているわけですので、その辺のことをぜひ考慮していただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 野菜の生産農家、そういった方々の意見を聞きながら、そういった要望に沿うようでしたら、旭市としましても農業のまちでありますので、埋め立てに対する助成事業、そういったものを新たな事業として取り組むということは研究していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

では、（3）の農振地域の見直しですけれども、先ほどもどこに出ているかということで説明してもらいましたが、予算書を見たのでは、関心のある私以外は全然分からないと思うんです。このような予算書を作るというのはおかしいんじゃないですか。それと、継続で3年かけなくてはできないというのも、どう考えてもおかしいと思うんですよ。

なぜ3年になったのか、なぜ分からないような予算書の説明をつけたのか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かに予算書の名称につきましては、計画策定支援業務委託ということで、農振という言葉が入ってなくて分かりづらい面がございました。今後、こういった名称を予算書に計上する場合には、分かりやすい名称になるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、見直しが3年かかるという件でございますけれども、この期間につきましては、3か年のうち1年目の29年度は基礎調査と農家への意向調査を実施いたします。2年目の平成30年度は、この意向調査の結果を反映しまして、農用地利用計画の変更、農振除外編入の要望を取り込んだ農業振興地域整備計画の変更案を策定いたしまして、千葉県と協議を行い

ます。その上で、3年目の平成31年度は変更計画の修正等を経て、千葉県と本協議を行い、公告・縦覧、異議申し立て等の手続きを経て見直しを進めていくというようなものでございます。

この計画変更の期間が3年もというお話ですけれども、除外の件数、それから面積、今のところどれだけのものが出るかというのはちょっと分かりません。数によっては、千葉県と協議が長引いたり、計画の修正を重ねるということも想定されますので、全体見直しにかかる期間は今のところ3年ということですが、短くするように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 3年かかるということですが、この計画策定支援業務委託というのは、どのような方法でどのような会社が参入するようになるんですか。自分らでやるわけではないでしょう。要するにコンサルに丸投げするんじゃないんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） この農振計画の中に入っている農地はかなりの数がございまして、そういったものが今の計画、平成22年以来、これまでにかなりの数が農振除外があつて、いろんな除外されて、そういったものが積み重なっております。そういったものをデータを整理して図面に落とししていく、そういったものがかなりの量がございまして、そういった部分で、こういった実績のあるコンサル会社に委託する予定でおります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 実績のある会社ということは、もうだいたい随意契約で決めるというような方向にしか聞こえないんですけれども、土地の面積からどのようになっているかというのは、今、ドローンもありますけれども、税務課の方々に聞けば、全ての土地の作物まで掌握できるようなことになっているのに、何でこのようなことを、例えば税務課とコラボできないのか。そうすれば、これだけの金はいらないんじゃないか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 税務課とのコラボというお話がありました。

税務課のほうからも地目と現況が違っている部分というのを、そのデータはいただきまして処理してまいります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 分かったような分からないような答弁で。

では下水道事業についてなんですけれども、答弁では一生懸命やりますということで、抜本的な改革というのはできないと答弁上は理解します。

例えば、計画202ヘクタールですか、この中のあと残っている37%の方々が全員加入できたとした場合の収支計画を皆さんにお示し願いたいと思いますが。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 水洗化率が100%になったときの収入というなお話でございましたけれども、こちらにつきましては、今、接続率、水洗化率が64%、おおむね9,000万円の収入がございます。その中で、中央病院の使用料が占めるウエートがかなり大きいんですけれども、今の64%を割り返しますと、恐らく1億4,000万円とか5,000万円ぐらいになるのかなというところであります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

そうすると、これは1億4,000万円くらいということになると、今から3,000万円くらいはよくなると。でも、トータルとしたら、今年予算だと3億9,000万円の一般会計の繰出金がやはり3,000万円、4,000万円少なくなるだけで、半永久的にかかわってくるんじゃないかと。これは私が先ほど言ったように、旭市は下水道を持っていますというプライドのために、我々が生きている間はずっと垂れ流しということになりますけれども、それはもう必要経費だからしょうがないというように諦めたほうがいいんじゃないかな。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 下水道事業につきましては、確かに多額な投資をしております。

繰入金もなかなか減っていかないというような状況でございます。

ですが、下水道の目的といたしまして、生活環境の改善ですとか、その目標に向かって事

業を進めているところでございます。繰入金、これからも削減できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、基本的には必要経費と私は察しました。

投票率の向上については、先ほども周知するとかといろいろありますけれども、先ほど言った全然見直しは、これからはもう見直ししたのはやはり経費節減とかそういうことでやっているから、もう再見直しはないと考えていいですね。

ですから、いろいろ言っていますけれども、もうこれからは3月26日に既に知事選があって、先ほども言いましたように40%いかないんですよ。誰が候補者になってもそうだから分かりませんが、その辺から含めて、どう考えても、国や市や、それから市議員もそうですけれども、50%くらいだったらいいのかな、それとももうちょっと、もう10ポイント近く上げてもらいたいというのが、簡単に言えば旧市町村民は結構投票に行っていると思うんですけども、中央病院の周りとか新住民とかというのはあまり投票に関心がないというのが多いんですけども、その辺に対するやはり投票に対する掘り起こしとか、その辺についてはどのように考えているんですかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 個別の投票所の投票率なんですけれども、具体的には期日前が一括で算入されてしまいますので、個々に全部を比べるのはなかなか難しいところが現実にはあります。

ただ、旧町がいいんじゃないかということでもありますけれども、現実には今回はほとんど変わっていません。一番投票率のよかったのは旭の保健センターであったりしています。ですから、投票行動自体はやはり有権者の意識というのがまず一番大切なところであろうと思います。

特に36から19に減らしましたが、統合した所もちろん下がってはいますけれども、現実には統合しなかった所が6か所あります。その所も全体として下がっているということがありますので、その辺はやはり何とか投票所に足を運んでもらうというための努力をする、それが選挙管理委員会を持っている総務課としての職員の考えも第一であるということでご理解いただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 一番最初に総務課長に答弁してもらったように、周知というのが一番大事だと思う。そのほかには、やはり期日前投票をもっと周知してもらって、忙しい方にも投票所に足を運んでもらいたいということをPRすべきだと思うので、総務課長が言った周知が一番大事じゃないかと私本人は思っているんです。そういうことを強力に3月26日に対しても進めていただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、周知。今、若い方の投票率が低いということがありました。ということであれば、今、市でフェイスブックで情報発信もできるようになっております。フェイスブックへ複数回の記事の掲載、これは今回の知事選に合わせて実施しているところでもあります。さらに、ホームページ等の記事掲載も実施している、当然、選挙公報も全戸に配布すると、そのような形で周知をしていく。さらに、期日前投票所、これについては、本当に今忙しい方が多うございます。できればその所へも足を運んでいただけるように周知しているのは、そのフェイスブックの中でも同様であります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。  
一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 高橋利彦

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。  
（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。大きく分けて4点の一般質問を行います。  
まず初めに職員駐車場についてであります。このことについては平成25年にも質問いたしました。当時の担当課長は、海匝支庁分について、県との契約、入金も県からだとかうそ

の答弁をしたので、会期をまたがってただした経緯がありましたが、次の契約で改めるものと期待をし、その後は追及しませんでした。しかし、昨年契約を更新したということで、何点か伺います。

1点目は、賃借契約の内容について。

2点目は、賃貸契約の内容と、また、それに伴う条例について。

3点目は、市の所有でなくとも必要だからと借りるということは、行政財産になると思いますが、行政財産の定義について。

4番目は、市が職員、また、他の組織の駐車場まで確保しなければならない根拠について。

大きな2点目、行財政計画についてであります。国の財政が厳しい、しかし市町村の行財政改革が進まないために、交付税というあめとむちを使った平成の大合併、交付税の優遇措置も平成22年まで。

そこで何点か伺います。

まず1点目ではありますが、職員の定員適正化計画は、新市建設計画、また、税金関係などは取りまとめだけですので、それらを除いた行革課設置以来、確定している平成27年度までの縮減計画と効果額、費用の累計、また、28年度から第3次アクションプランの最終年度である平成33年度までの縮減計画額の累計と計画の内容、実績同様、職員または税などを除いた額で伺います。

2点目は、各課との人事ヒアリングなどで第3次のアクションプランでの職員の削減計画を作ったということですが、銚子市では財政再建策で、平成28年度から33年度までの6年間で574人を532人と42人減らす計画を打ち出しました。旭市の目標数値は668人でありまして、136人も比較すると多くなります。財政シミュレーション同様、見直しの計画について伺います。

3点目は、財政なくして経営なしと言われますが、その根幹となる財政シミュレーション、わずか2年で見直し。しかし、それでも交付税の優遇措置のなくなる年度には基金の取り崩しとなります。

そこで、1点目は、シミュレーションには市が関係する全ての会計などは算入されているのか。

2点目は、市民の要望する道路などの修繕はどのように加味されているのか。

3点目は、臨時財政対策債、2回入って1回の支払いということですが、全く考えられないメリットのある財源です。それであれば、累計でかなりの額になります。財政調整基金に



どのように反映されているのか伺います。

大きな4点目でございますが、旭市公共施設等の総合管理計画について。合併の目的はスリム化と合理化です。しかし行政は地域住民の合意が大事です。

そこで、これを実施していくためにはでございますが、まず一つとして、なぜ行革推進課設置後すぐでなく、今なのか。

2点目は、公有財産整備台帳の整備委託をしているのに、なぜこれが業務委託でなく、職員でできなかったのか。

3点目は、せっかく作った立派な計画を活用した具体的なスケジュールについて伺います。

3点目は、旭市総合戦略についてであります。旭市生涯活躍のまち構想の内容について伺います。

市長の年頭所感において、中央病院の外来、また、見舞客、そして道の駅がある中で、交流と癒やしの空間が創出されているので、民間活力を生かした人口の定着と雇用の拡大を図るための計画ということですが、まず、この事業年度は何年度から何年度までなのか。

次に、事業の骨格について。

3点目は、交流と癒やしの空間の創出とはどのようなことを言うのか。

4点目は、年頭所感ということとはどのような意味があるのか。

大きな4点目のインフラ整備についてであります。まず要望に対しての道路などの整備についてであります。まず1点目は、道路など建設課所管の修繕の地区からの要望件数とこれらは全て現地確認しているのか。

2点目は、要望件数と概算の修繕額について伺います。

3点目は、道路の固定資産額と法定償却年数、そして29年度の修繕費の予算について。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな3番目の旭市総合戦略について、生涯活躍のまち構想の内容についてということでお答えをしたいと思います。

国は人口減少による消費、経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷になるということから、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口減少の克服と地方創生を併せて行

うことにより、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目指しております。  
この生涯活躍のまちについては、地方創生の観点から国が推奨する施策の一つです。

内容といたしましては、大都市の中高齢層が地方に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができるまちづくりのことであります。

本市では、旭市生涯活躍のまち構想として、旭市総合戦略の重点戦略に位置づけており、施政方針でも申し上げましたが、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、地方創生を目的としたプロジェクトで、旭中央病院周辺に医療・介護機能を集積するとともに、商業・サービス機能を有する居住空間を形成するものであります。さらに、道の駅との連携を図り、民間活力を融合させた拠点作りを行うことにより、人口の増加と雇用の機会を創出しようとするものであります。

全国でも有数の公立病院であります市の宝でもある旭中央病院を活用した本構想の実現に向けて推進してまいりたいと考えております。

年頭の所感はどんな意味があるのかということでもありますけれども、年頭、1年の初めに当たりまして、私の思い、そういった部分を考えを述べさせていただき、それに引き続いて、具体的な施策を検討していくということだと思っております。年頭の所感を書かせていただいているところであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番目の職員駐車場のうち（1）、（2）、（3）の3点、それと大きな2番の行財政計画についてのうち（3）の財政シミュレーションについてお答え申し上げます。

まず、大きな1番の職員駐車場の中の賃借契約の内容というご質問でございます。

現在の契約の期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。面積につきましては7,600平方メートル弱でございます。契約の台数は325台でございます。賃借料は月額で89万1,771円でございます。

次に、賃貸契約の内容というご質問で……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 賃借料、今ちょっと手元にはっきりした、年度末というふうに理解しておりますが、それぞれの年度での支払いでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） すみません、失礼しました。月ごとに支払いでございます。間違えました。それぞれの月ごとに支払いでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 月末か、場合によってはその月越えまして月の初め、とにかく月ごとでございます。

次に、賃貸契約のところ、条例についてというふうにご質問いただいたかと思いますが、賃貸しておりますのは、条例を根拠にしたものではございませんで、形としましては行政財産の使用許可という形をとっております。

それによりまして……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 契約書はございます。市と……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） はい、ございます。契約と申しますか、行政財産使用許可という形にしておりますので。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 相手方としましては、職員互助会と申しますか、私たち職員向けというのがございます。それにつきましては、契約書という形で互助会と市で取り交わしております。

一方、あともう二つございまして、一つは、海匠合同庁舎職員駐車場利用者会というものです。ここに対しては、使用許可という形で貸しております。さらに、もう一つ、相手方としまして、ちばみどり農業協同組合でございますが、ここに対しても使用許可という形で貸しております。

(3) の行政財産について……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 許可ですけれども、海匠合同庁舎職員駐車場利用者会に対しては25台分でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 支払いは、ちょっと今手元にはございません。記憶の中ですが、年度末だったかと記憶をしております。申し訳ありません。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) すみません、そちらも時期については、今手元にしっかりしたお答えするものを持ち合わせておりませんので。

ちばみどりにつきましては、20台を使用許可として出しております。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 互助会につきましては、229台分でございます。これも毎月ではなかったかと記憶をしております。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 年度末だったか、年に2回だったか、幾つかに分けてだったかと思えます。毎月ではないということは記憶をしているところでございます。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 条例に基づいた貸し付けではないということでございます。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) これは条例を作るというようなものではないというふうに理解をしております。

行政財産の定義のほうはよろしいですか。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 次へ進んでよろしゅうございましょうか。

財政シミュレーションのほうについて、ご答弁を申し上げます。

申し訳ありません、一つ除いてしまいました。行政財産の定義についてお答えいたします。

行政財産につきましては、市が所有しているものという範囲になりますので、今回ご質問の中で出ております借りている駐車場につきましては行政財産ではないとされております。

これは地方自治法の中で定義をされているところでございます。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 借りている財産というのは行政財産ではなくて、民法上で借りているという形でございます。

続いて、財政シミュレーションについてお答えいたします。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) シミュレーションの中で、全ての会計について算入しているかという質問がまずございました。

これにつきましては、一般会計以外の会計におきまして、介護保険ですとか上下水道などでは、財政推計というものを作成しております。今回、一般会計の推計におきましても、それぞれの計画の中で対応する繰出金等見込んだ上で、新しい推計を作成したところでございます。

それと、2点目で、道路の維持補修と申しますか、それが加味されているかというご質問がございました。

道路の経費につきましては、国の補助金ですとか交付金を使うような事業、大きな事業につきましては、それぞれの事業ごとのある程度の年次計画というのを見込んだ上で計上しております。そのほかの市単独の事業につきましては、これまでの実績等を勘案して、将来の数字について推計の中で見込んだものでございます。

3点目の、2回入って1回入るということについて、以前に私からお答えした件につきまして再度ご質問がございました。

お答えの仕方として、2回入って1回出るというのがご理解いただくのに疑問を与えてしまったとすれば、それはおわび申し上げたいと思いますので、もう一度ご説明したいと思っております。

臨時財政対策債につきましては、お金の動きとしまして3回ございます。その1回目は、借りる時点でございます。2回目は、それを返済する時点でございます。返済するのは、一度に返済するわけではございません。何年かをかけて長期にわたって返済するものでございます。3回目は、その返済に対して、地方交付税として算入されるものでございます。それも1年限りで算入ではなくて、返済と連動しまして入ってくるものでございます。それを捉えて2回、1回ということをお願いしたのですが、それを説明した上でですが、結果としまして、返済と地方交付税の算入によりまして、それがプラス・マイナスで相殺されてしましてゼロになるかと思っております。そうすると、残る分は最初の借入れということになってまいります。借入れた時点の現金が手元に残ることになります。ただ、手元に残る現金でございますが、それは臨時財政対策債が制度として始まる前は、地方交付税として国が借金した上で、地方に現金として交付してくれたものでございます。それが今は地方で一旦借りておけよという形で現金になっているものでございます。その意味で、国は地方交付税と同じ扱いだというふうに言っております。ですから、地方にとりましては、地方交付税としてもらうか、形は違いますけれども、臨財債として財源の手当てを受けるかということでございます。中身は同じでございます。決して得するようなものではございませんけれども、

財源手当てがしっかりできているということで理解しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、大きな1番目の（4）市が駐車場を確保することの根拠、それから、大きな2番の（2）定員適正化の関係を総務課からお答え申し上げます。

（4）でございますが、まず大前提といたしまして、公共交通が発達していない旭地域、これは通勤に車が欠かせない状況があるということをご理解いただきたいと思います。民間の駐車場につきましても、貸している駐車場自体がこの周辺には非常に少ないという状況もございます。そういうことがございまして、まず雇い主、市が職員を雇うに当たりまして、勤務条件の一環として駐車場を確保していくというのは、これは必要なのかなということがあったと思います。

今ご指摘の駐車場につきましては、平成3年から職員の駐車場も不足している、実は公用車、それから来訪者の駐車場も不足している状況があるということで借りているということでございます。これを借り受けることによって、市の駐車場、全体の駐車場として利用することができることとなります。そうすると、今も非常に混んでおりますけれども、確定申告の時期であったりとか、議会と同時開催になった時には駐車場が完全に不足する。当然向こうにも行っている。公用車も今、全て向こうの借りている駐車場のほうに移してもらっている状況もあります。という、市の市役所に付随する駐車場になっているという状況があります。

そういう前提がありまして、実際に鉄道、バス、そういったものの公共交通がない中で、職員は、例えばそういうもので通うとなったときに、帰りはもう歩いて帰るしかなくなってしまいます。そういうことはやっぱり許されないだろうということがございまして、職員が使用させているという状況であります。

この考え方は各市によってそれぞれだと思えます。当然近隣を見まして、例えば匝瑳市は市有地が周辺にあるので、当然無償で使わせています。それはたまたま市有地があるからどうぞ使っていていいですよという形になっている。例えば、あとそれ以外の周辺の町であれば、町が契約者となって、やはり確保して無償で使わせている例もある。ただ、そういう中で、当然若干の支払いを求めている例もある。今回は互助会の中から少なくとも1,000幾らかは求めているということがあるということでございます。

それと、大きな2番の（2）銚子市の……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) じゃ、それでは、その部分につきましては、当初の貸し出しの中で海匝支庁自体も不足していたというのはあったと思います。そのところで別々の契約というのも当然考えられたんだろうと思うんですけども、少なくともこれは地主の意向もあったと思います。それで一括で借り上げてほしいという、そういうことも含めて市が借りているという状況はあると思います。

あと、今325台分、一括で全て借りているわけでありますので、その部分であると、やはり通常の部分からすると若干大きい。これを扱っていく中では、少なくとも少し余裕のある部分については使わせることができるということもありますので、行政財産ではないというのは確かにありました。それは、市役所と一体となっているかどうかというその部分を見ます。例えば、ちょっと離れている場合には普通財産として見ることもできるんです。ただ、少なくとも公用車なり五十数台分を市が使うという状況をもって借りているとすれば、扱い自体はやはり法解釈の中では何点か疑義が生じることは確かだと思います。ということで、高橋議員も質問されているんだと思います。ですから、そのところの取り扱いは行政財産に準じる形での使用許可にしているということがあります。

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 今回、農協を含めて45台、海匝支庁に勤める方が25台、それから農協分として20台、45台。その45台分を差し引きまして、あと職員の分が229台あります。そうすると、51台が一般の公共用に使えるということになります。

そうすると、今現在借りている駐車場の中では、余裕が出てきている部分も現実にはあるということになって、その部分を使用許可で使わせていると。その部分については、借りているお金と同額をいただきながら、当然もうけないというところは大前提としてありますので、そういった形になっている。

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) そのところは根拠は定かではありませんけれども、農協も多分合併いたしまして、ここに勤める職員が多数になったというのがあったと思います。その中で、どうしても農協自体として駐車場を確保しなければいけないという話があって……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 本当のことをお答えしているつもりでありますので、よろしくお願ひします。

農協も現実に広域統合いたしまして、東総地区全部になりました。旭のJAが本所になって職員が多くなった。駐車場が不足していると。現在も、例えば農協の道路を挟んで前ですか、あそこも借りている。そういう状況の中でさらに不足しているということで、ここが少しあいているようだから使わせていただけないかという話があったんだと思います。それを含めて、今回余裕がある中で貸している。さらに、地主にもきちんとお話をいたしまして、地主も了承した中で使わせているというのがその流れだと思います。

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) なかなか理解いただけないのかもしれませんが、流れはそのような形であると思います。

それと、大きな2番の(2)であります。銚子市は確かに定員適正化計画、この2月に策定したようであります。その中で、136人の減というお話がございましたが、旭市についてはいかがなのかということでございます。

旭市は第3次定員適正化計画で、人員の削減にもう既に努めております。ここの中では40人という目標を定めたところではありますが、27年度、28年度、29年度、この3か年でおおむね20人の削減目標に対しまして、実は29人、上回る形での削減が進んでいる状況でありますので、ただ、この削減計画を見直ししなくても、実際にそれを上回るペースで削減ができていけば、それはわざわざ改める必要はないのかなと、そのように考えています。

ただ、今のアクションプランの中では、中間年、平成30年でもう一度見直すことになっていきますので、その段階で定員適正化計画についても実績に合わせた形で見直すことができればなど、そのように考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) もともとアクションプラン自体が中間年で……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 分かりました。じゃ、簡潔に。

平成30年で、中間年で一度見直すことになっているということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長(佐久間茂樹) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(浪川 昭) それでは、私のほうからは大きい2番の行財政計画についてのうちの(1)と(4)についてのご質問にお答えいたします。



前段で税と人件費を除いた額ということでよろしいでしょうか。

まず、第2次のほうのアクションプランでございますが、こちらにつきましては、目標額、こちらのほうは設定はしてございませんでした。また、平成27年度からの第3次のアクションプランの中では、推進期間の7年間で、税、人件費を除きますと約5億8,000万円ということで設定をしております。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) この税と人件費を除いた額ということで……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) それでは、実績は合計いたしますと27億6,520……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 失礼しました。

そちらを除きますと、約4億9,000万円という……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) こちらの今手元にある資料でちょっと回答させていただいているんですが。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 費用のほうは2億7,900万円ということになっております。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 実績は今お答えした額でこれまで……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) またそれはちょっと別の資料かと思うんですけども……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 税金を除いた額ですか。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) いや、ちょっとその資料がちょっとございませんけれども、これまでのご答弁の中でもそのような数字はちょっと回答はさせていただいてはないと思うんですけども、これまでの数字の回答ということでよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 33年度までにつきましては、人件費、税を除きまして、約5億8,000万円の目標を設定してございます。

それから、あと4番のほうってよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) すみません。

税と人件費を除きますと、未利用資産の処分とその他一般経費、行政経費の抑制ということで算定をしてございます。

それで、(4)のほうへいいでしょうか。

まず、(4)の公共施設等の総合管理計画でございますが、こちらにつきましては、初めに業務をなぜ委託したかということとございました。こちらにつきましては、国からの指針の中で、項目が多かったこと……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) はい、すみません。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(浪川 昭) 申し訳ございません。

なぜ今ごろの策定なのかということとございまして、公共施設に関する諸問題に関しましては、合併時点において課題として認識をされていたところでございますが、具体的にどういった課題があるのかの把握や施設の状況、将来使用の推計など詳細なデータは合併以前にも整理されたことはなかったのかなと考えております。

合併後、なぜ今ごろかということとございますが、合併後には平成22年に行革が設置されたと同時に、公共施設の諸問題のほうにも着手しまして、平成23年8月に公共施設の活用方針、平成26年6月に公共施設白書のほうを公開しておりまして、平成28年、昨年9月、国からの要請に基づきまして、公共施設の現計画を策定したということとございます。

それと、業務の委託の関係でございますが、国からの指針の中で、調査項目であるとか、決めていく項目が非常に多岐にわたったということがございまして、あと、28年度中の策定という時間的な問題もございましたので、委託をさせていただいたと。ただ、全てを委託ということではなくて、市の職員も当然かかわっておりますので、その中で調整しながら業務を遂行した、してもらったということとございます。

それと、今後の利用とスケジュールということとございましたが、この計画につきましては、公共施設等の全体像を把握しまして、更新、統廃合、長寿命化などによる公共施設の最適な配置を実現するための計画となつてございますので、市民の皆様へ積極的に公開をしていくと、広報紙やホームページ等を活用して情報の提供を行っております。公開の場所とし

ては、本庁舎秘書等にも置いてございます。

また、今後、個別施設計画のほうも策定してまいる予定でございますので、その辺の基本方針として定めておりますので、そちらのほうへ活用をしていきたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、3点目の生涯活躍のまちにつきましては、内容等につきまして、先ほど市長の答弁したとおりでございますので、質問の中で若干漏れているところがありますので、補足させていただきます。

まず、年度、期間等についてのご質問がありました。

これにつきましては、今構想の実現のために議員ご指摘のとおり、農地の問題等、協議に入っているですとか、例えば事業内容について、具体的にどのような事業が張りつけられるか等々の段階です。ですので、構想から計画化できるような所に絞り込みみたいな段階に、今来ています。ですので、この先これらのものが確定してこないと、例えば特に用地の問題、これらが確定してこないと、具体的な計画のところまでこぎつけないので、それができ上がってから数年というような考え方をしています。ですので、今の段階では何年までにできますよというよりは、少しでも早く実現できるようにということで事務を進めていますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、交流と癒やしの空間ということですが、これはどういうことだというようなご質問がありました。

交流と癒やしという言葉をつけて使わせていただいたのは、この構想自体のコンセプト、これが例えば多種多様な職の交流ですとか、多世代の方々が交流できるようなですとか、そういったようなものを持っています。それと、癒やしというのは、医療、介護等がございますし、日本一の安心・安全ということを求めるといようなコンセプトがございます。この辺のことから、コンセプトの言葉として交流と癒やしという言葉を使わせていただいているものでございます。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 創出していこうとするものです。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 年頭所感の言葉。そこは市長の思いですが、私が答え

やうのはどうかと思うんですけれども、中央病院といわゆるこれが医療等のもの、それと道の駅というのが市民のみならず訪問客等の交流の場所ということで、そのような表現をされたと思います。私が答えてはいけないかな。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうからお答えいたします。

最初に、地区からの要望の件数、それと、現場は確認したのかという質問にお答えします。

地区からの要望の件数につきましては約370件ほどございます。現場は確認しております。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 確認しております。現場は見ました。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 見えています。

次に、要望の件数、それと事業費、全体の修繕費というお話でございますが、要望の件数につきましては、今お話ししました370件ほどございます。それと、全体の事業費につきましては、詳細な算出は行っておりません。

次に、3番目に償却資産の関係がありました。

償却資産、私の手元にデータがあるんですけれども、平成27年度で244億8,000万円ほどございます。耐用年数、これは国の道路資産価値評価によりまして、耐用年数は48年ということになっております。年間で割り返しますと約5億円程度ということでございます。

次に、4番目の質問の中で、29年度の事業費はという質問でございます。

29年度の事業費につきましては、道路維持補修事業で約2億円、それと道路新設改良事業で2億3,100万円……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） いいですか。新設の中に、要望の工事もございますので、それを含めるとトータルで4億3,000万円ほどの事業費でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 再質問します。

まず、大きな1点目の1番目の賃借契約の内容でございますが、これは毎月月末に払っているということで分かりました。しかし、これは他の契約者、皆さん方から言わせれば許可

ですか、出してある人のものまで全部借りているわけですが、貸し主にすれば、こんないい条件はないわけですよ。実質市が保証人になっているわけですから。そんな中で、毎月月末に払っているということで、この賃借契約の内容につきましては分かりました。

次に、2点目の賃貸契約の内容、それから条例です。なぜ条例、ないものを作るのか。なぜ条例がないのか。また、結局、賃借契約では月末に払っている。今度は賃貸契約では年度末でしょう。何でこういうふうになるのか。本来なら、賃借契約で月末に払うなら、なぜ毎月やはり同じにもらわないのか。

それから、これは行政の関係か知らないけれども、許可。これは都合のいいことになっちゃうと思うんですね。何で、契約書もないでしょう。それで、契約書もないのに許可を出して、それは最初に金をもらったならいいですよ。それをただ許可証だけ出して、それで駐車場の料金は後でいいです、こんな契約はないと思うんですね。また、そして、この条例にない。一般的には条例があって、こういう貸し借りというのはある。例えば、体育館だってそうでしょう。使用料幾らというのはちゃんと条例にうたってあるでしょう。これは何で条例にうたわないのか。条例にないものは、これは違反だと思うんですよ。そこで、それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） まず、なぜ条例にないのかということについてお答えしたいと思います。

先ほどのお答えの中でも申し上げましたが、この場所につきましては行政財産ではないというのがまずございまして、それは民法上での貸し借りということで、市が借り受けている財産でございまして、それがいまして、それを仮に転貸しと言いますが、転貸しする場合につきましても、民法に基づいて転貸しするということが大原則になるのですが、一方では市が借りたものについて行政財産と同じように管理をなさいたいところもございまして、ですから、市が貸すときには行政財産と同じような取り扱いとして、行政財産の許可という形をとっているものでございます。

あと、地主には月末に払うけれども、転貸ししているほうは年度の末かというようなお話もございました。

地主に対しましては、最初の借り受ける条件のときに、毎月払うということでの条件を協議した中で、相手方の条件としてそのように設定しているものでございます。転貸しのほう

につきましては、確かに年度末なのかどうか、すみません、確認できておりませんが、金額がそんなに大きくないということになれば、財務規則の中でも基本としては一括で払うというのが原則でございますので、それを援用しているということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） こんな全くいいかげんなずさんなあれはないと思います。これは次に関係しますけれども、結局、市のものでないから、これは行政財産でないというのは、そこまでは分かる。しかし、必要として借りたからには、行政財産法で、必要として借りたものは行政財産とするということがあるでしょう。この前も課長答弁しているはず、そういう答えで。私も見て。自治法を見て確認しているわけですよ。全くそんないいかげんな契約はないじゃない。これはあくまでも行政財産なんですよ。自治法上とっても。

そんな中で、市の逃げか知らない。許可というのは市の言葉なんですよ。普通はこれは民法が適用される、貸し借りは。民法上、又貸しというのは普通できないわけですよ。それをなぜこういうことでやるのか。だからまず、さっきこれは行政財産でないと、そんないいかげんな答弁をする。自分らの都合のいいような解釈に持っていつているわけですよ。

ですから、次に、じゃ、聞きますけれども、行政財産でないということは。何で結局借り賃、毎月月末に払って、今度は貸し賃を年度末なのか。それから、何で条例を作らないのか、条例がないのか、そこをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋議員、今、（3）行政財産について入っちゃっていいですね。

○21番（高橋利彦） （3）はまだ、次、（3）番です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 借り賃と貸し賃の関係でございますが、借りるに当たりましては、議員もおっしゃられたとおり民法上の扱いでございますので、貸し借りの契約でございます。こちらが一方的に決めるということではなくて、相手方の条件というのも当然加味した形での契約になるということで、その中で毎月払いというような条件でやっているものでございます。

一方、又貸しのほうですけれども、形としては行政財産の使用許可という形をしております、その形をとるといえるのは、先ほども申し上げましたとおり、基本的には民法の適用なのでございますけれども、借りている財産については、行政財産と同じような取り扱いで管理しな

いという解説等もございまして、そうすることによりまして、市で仮に貸しているものを必要があつて戻してもらふときには、条件をつけておくことによつて返してもらひやすいというようなところもございまして。そういったことで、行政財産の使用許可という形でやっているものでございまして、その金額につきましては、財務規則がまず大原則にならうかと思ひますが、一括してということが大原則でございまして、そちらを適用してということになっております。

なぜ条例がないかということもございましてけれども、そもそもこの財産につきましては行政財産ではないというのを申し上げているところでもございまして、市が賃貸しているものについては、市の公有財産ではない、行政財産ではないというところから発生しております。民法上の財産というのは扱いになります、又貸ししている部分につきましては、地主の本人へも又貸しするということについて、民法上では了解を得なければ又貸しはできないということもございまして、本人の了解を得まして又貸しをしているということもございまして。

以上でございまして。

(発言する人あり)

○**財政課長(伊藤憲治)** 自治法でいいます公有財産、その中は二つに分かれますけれども、行政財産と普通財産に分かれますけれども、ここの土地につきましては、あくまでもこの法の中では公有財産、行政財産ではないという扱いになります。

市が借りたものということだから行政財産ではないかということでもございまして、管理の取り扱いとしましては、行政財産の取り扱いとして、許可という形をとつて又貸しをしておりますが、そもそも大原則のほうは……

(発言する人あり)

○**財政課長(伊藤憲治)** 必要だからそろえたということをおっしゃっているかと思ひますが、行政財産、これは行政財産ではございませんが、行政財産の取り扱いにつきまして、仮にその余裕の部分があれば、それは貸してもいいというのが今の法の中で認められていることでもございまして、今回借りています駐車場の部分につきまして、職員が全部使う、あるいは市民向けの駐車場として確保するという部分を差し引いたとしても、少し余裕が出るという中で、それを使用許可できるということでも取り扱っているものでございまして。

以上です。

○**議長(佐久間茂樹)** 高橋利彦議員。

○**21番(高橋利彦)** 全く私には理解できないんですが、それでまた今の答弁で、相手方が

云々かんぬん、相手方の都合で何で借りなくちゃならないんですか。市の使用する部分だけ借りればいいじゃないですか。本来なら五十何台ですか、職員の分も関係ない、農協の分も関係ない、海匠も関係なく、市の利用するだけ借りればいいんじゃないですか。

それと同時に、行政財産、これは市が所有している。しかし、市が使うために借りたものは行政財産ということで、自治法にあるでしょう。その辺、課長、分からないですか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 法の解釈という話になりましたので、ちょっと総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほど財政課長がお答えしたところなんですけれども、市の所有する、まず財産、不動産、駐車場は不動産ですので、そうすると所有する不動産は公有財産になります。ただ、市の所有というのが前提としてありますので、それが公有財産。そのところを行政財産と普通財産に分けるということになります。

今回、市が確かに今ご指摘のように50台分ぐらいは公共用で借りているんだらうという話になれば、その部分は確かに行政財産としての扱いをしなければいけないところが現実に出てきます。ただその中で、実は市役所の駐車場として一体、これはこれまでも少し法の中で整理されてきた部分があるんですけれども、市役所の駐車場を有料駐車場として貸し出せるかどうかというのは、過去によその自治体でも議論されたことがありました。その中では、一体として使っているものについては行政財産であり、そこをきちんと貸し出すには、きちんと条例を制定して、きちんと使用料を定めなければいけない。ただし、貸し出すに当たっても、余裕があるかどうかというところを見なければいけないということになります。十分な余裕があって確保ができていうことであれば、貸し出すことができるということになります。

さらに、今、若干離れた所に借りているという状況であると、これは実は行政財産としてみなすのか、普通財産としてみなすのかというのは、やっぱりいろいろな意見がございます。議論がございます。ですから、そのところはうちのほうでも若干整理されていない部分がございます。ただ、過去に借りている部分で、実際には一括で借りている所がございますので、しかもその中で余裕ができていうことで、今、使用許可という、いわゆる行政財産と同様な取り扱いをしながら使用許可を出して貸しているという、そういう状況が出てきたということでもあります。



ですから、そのところは確かに疑義の生じる部分でありますので、一度整理していく必要はあると思います、もう一度。確かに第238条の中で、行政財産としてみなすような、そういう文言がありますので、そうすると、どちらが正しいかというのはきちんともう一度整理しなければいけないということになります。

ですから、今使っている団体、これらと29年度末にはきちんともう一度契約が更新の時期になりますので、できればそれら関係者を集めて議論させていただきたいなど、そのように思っています。

ですから、今、行政財産ですよ、普通財産ですよというのをこれはどちらとも言えないような取り扱いをしているところに問題があると思いますので、ただ、少なくともあいている部分については普通財産としての取り扱いをすること自体は、やっぱりそれも間違っていないということなんですよ。ですから、そのところの疑問があるんだと思います。

ですから、解説本なんかを見ましても、例えば駐車場が行政財産たる市庁舎と一体性を有する場合に、これを普通財産と位置づけることは考えにくいという、確かにそういう説明があります。ですけれども、例えば駐車場が市庁舎の敷地内ではなく、その近くに確保されているような場合には普通財産として位置づけることが可能だと。しかも、借りている部分でありますので、当然公有財産ではありませんから、普通財産として考える部分も出てきている。ただ、行政財産とみなしながら余っている部分を今貸しているという、そういうちょっと中途半端な状態にもなっておりますから、その部分はもう一度整理させていただきたいなど思っております。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中……

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 相手だと申しましたのは、そのお金を支払う条件のことについて申し上げたこと、あるいは一括して市のほうで契約をしてほしいということについて、相手方の申し入れがあったということでございます。それにつきましても、平成27年、現在の契約更新時に一度交渉いたしましたけれども、どうしてもそのところは合意ができずに、今のままになっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） すみません、私が先ほど回答を申し上げた中で、一つ訂正をさせていただきますと思います。

それは、駐車場用地につきまして転貸している分について、私は行政財産使用許可というふうに申し上げましたけれども、正しくは駐車場使用許可として行っておりましたので、訂正しておわびをさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それはともかく、駐車場の問題で3点目ですね。

先ほど、これは市の所有でないから行政財産ではないという答弁をいただきましたが、市が必要として借りたものを行政財産とみなすという準用基準がある中で、それなら行政財産じゃなく、何で普通財産として借りないのか。普通財産というのは、もう市は必要のないものを普通財産とみなすということになっていますよね。それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 普通財産として借りればいいのかというご質問でございます。

職員の駐車場用地につきましては、職員だけが使うわけではなくて、一般の来庁者の方等にも利用していただくというためも含めて借りているものでございます。そういったことも含めまして、普通財産ということではなくて行政財産と同じような形で取り扱っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 行政財産として使っている。先ほどは行政財産ではないという答弁をしたわけですよ。そして、何回も言いますけれども、必要だから行政財産でしょう。それで、

公共財産の中で必要なものは行政財産、必要でないものは普通財産として、貸す、売る、自由になっているわけですよ。必要として借りた駐車場でも何でも、必要だから借りたから行政財産、それをなぜ他の人に貸すのか。これは職員を含めて、それについてお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 言葉が足りませんでした。もう一度行政財産の定義ということについてお答えしたいと思います。

議員もご案内かと思えますけれども、行政財産につきましては、その前にまず、地方自治法の中で行政財産といいますのは、地方公共団体において公用あるいは公共用に供するものとして決定した財産ということで規定されているところでございます。その前提としまして行政財産というのは、公有財産の中の分類でございまして、地方自治法の中では、公有財産を行政財産と普通財産に分類するというふうになっております。

公有財産というのは、行政財産もそうでございますが、普通地方公共団体の所有に属する財産というものが公有財産、その中の行政財産もそうでございますが、所有に属するものが行政財産ということになりますので、この土地、駐車場につきましては市の所有ではないという中で、賃借財産につきましては行政財産でないということで取り扱っているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、全く公有財産の意味合いが分かっていないと思う。

じゃ、例えば公園、公園用地として借りた場合は、これは普通財産なのか、行政財産なのか。そんな中で、所有でなくとも、借りたものは、行政上必要だから借りたから行政財産となるんですよ。課長はその辺十分理解していないんですか。

じゃ、もう一回言います。公園用地として借りたものは普通財産なのか、公有財産なのか、そんな中で借りたものはほかの人に貸すことができるのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 公園に例をとってのご質問でございました。公園の中で一部分が借りているような土地がある場合にどうなるか、あるいは全部を借りている場合にどうなるかというふうなお尋ねかと思えます。それにつきましても、あくまでも大原則は、所有してい

る者が公有財産あるいは行政財産ということになってきます。ただし、借りている土地につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、行政財産と同じような取り扱いで管理するというに、それは地方自治法の逐条解説の中でもうたわれていることですので、それに準用する形で貸すということも可能だということで取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これはそれ以上回数で制限がありますので、できませんが、次に4番目です。総務課長は交通の便が悪いとか云々いろいろ言いましたが、そこで民間企業であれば、これは社員を集めるためとか、またそれを駐車場用地であろうとも確保すれば資産になる。しかし、市の職員のために、それから他の組織のために貸すという根拠、具体的な根拠をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この駐車場の確保自体は、職員の駐車場不足だけの問題で捉えて借りているものではなくて、市役所全体の問題として捉えて対応した結果、市が全部借りているという状況があります。当然、市が借りることによって、公共の駐車場という取り扱いになります。そうしたときに、例えば今実施している確定申告時の混雑の緩和のための駐車場になったり、例えばそれ以外でもイベント等を実施したときにも、市の駐車場としてきちんと確保できていたり、それから実際にあの駐車場を活用して、土日で例えば消防団操法の練習をしたりと、いろんな形での利用を進めているところでございます。ですから、職員のためだけに確保しているということではないということがまずあります。

それと、台数的に全体をまず借りているということがございましたので、その中で今一部あいている所、そこについては同じような行政を進める組織の中であった県の利用組合ですか、そのところがやはり不足している中で併せて使いたいという、そこについては市のほうで地主の申し出とか、当時の契約の状況がいろいろあったと思うんですけども、その中で市一本でということであって、今に至っているんだらうと、そのように思っています。

それ以外の所の話になると、その後でJAがというのがあったと思います。流れとしては、一度申し上げたところでありましてけれども、再度、そういうことだらうということでございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、職員の駐車場がないからというのは、それは理由にならないですよ。ほかの市町村だって、みんな自分で借りている人がだいぶあるでしょう。それは昔確保してあれば、これはまだなんですが、ほかの市町村でもみんな市は全然関与しないわけですよ。そんな中で旭市は何で関与しなければならないのか。そして、相手が貸してくれと言うから、何で旭市がほかの組織の分までやらなくちゃならないのか。

それで、ちょっと計算しましたら職員分の市の負担が約550万円ですよ。それからその他で約110万円、この110万円はそういうことであれば私はやむを得ないと思いますが、市の550万円というのは何の規制もない中で、これ闇の給与になるんじゃないですか。そんな中で、なぜ市が、幾ら地主からの要請があっても借りなければならないのか、まして他の組織の分まで。その辺お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 一番最初のご回答でも申し上げたところでありますけれども、まず本当に交通の便の悪い所、ここの所であれば、やはり職場の環境の確保というところが第一にあって、その部分での駐車場の確保というのがあるんだと思います。

そういう中で、他の市町村のお話をご質問いただきました。確かに他の市町村では、駐車場を有料で貸している所もある。これはただ、地価の高い都市部、しかも公共交通がかなり発達している所というのは原則としてあると思います。近隣で、先ほど冒頭匝瑳市の事例も申し上げましたけれども、匝瑳市も当然無料で市有地を使っているという現実、ところもあります。ただ、それが市有地であったのか、借上地であったのかという、その違いだけがあります。それ以外にも、市町村の働く状況、環境を整えるという意味で、それぞれの政策があって、そういう形で実施しているのはあると思います。

ただ、議員ご質問のように550万円も出ているということも現実ありますので、こういったところを、例えば来年度いっぱい契約が切れるということもありますから、そのところの契約の見直しは一つ進めることもできるんだろうと。例えば市が借りる部分、それから互助会で使う部分、それからそれ以外のところが使う部分ということであれば、そのところはきちんと地主と交渉して分けていきたいということも想定しながら、当然財政課であったり、うちのほうだったり、職員互助会だったり、それから地主も含めて協議してまいりたいなど、そのように考えています。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、皆さん方、自分の都合のいいことしか言わない。そんな中、じゃ、職員募集のところに、こういうあれだから駐車場確保しますとか何とかというところはどこにあるんですか。

それと同時に、公共交通機関で通っている人は、遅くなったらどういうふうにするのか。極端に言えばタクシーか何か出さなくちゃならないでしょう、片一方を優遇しているんだからね。やっぱり平等に取り扱えということもあるし。それから税金から550万円も出しているわけですよ。そして皆さん方はそれを当然としている、また契約も3年ですけれども、だって車をそこに置くのは毎年違うでしょう、本来なら毎年契約するのが本当でしょう。皆さん方、地主の代弁者じゃないわけですよ。やっぱり自分らの有利なほうに借りる、そして契約するのが本当じゃないんですか。いずれにしましても、来年じゃなく今年早々に、これは契約更新してくださいよ。そういう中で答弁をお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに駐車場の確保できない市町村はございます。そういうところは当然、公共交通がきちんと発達していて、帰りもそれほど心配ない。じゃ、そういう市町村が、公共交通がなくなったときにどうするんだというお話も現実にございました。そういうところは、過去に聞いた例ではタクシーチケットを出しているという一例もございました。そこまですることが本当に行政であっていいのかということも現実にあります。それであれば、少なくとも働く環境として、こういうへんぴと言いたくないんですけれども、こういう交通の便の悪い所は、駐車場を確保していく必要はやっぱりあるんだろうと思います。

ただ、その確保の仕方についても、先ほどの答弁で申し上げたとおり、もう一度きちんと整理しながら協議を進めていきたいということで考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 契約の見直しを含めて、29年度が最終年度になりますので、29年度中にできればその話をして、じゃ、その結果がどうなったということがあるかと思えますけれども、そのところは改めてまたどこかでご報告できればと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次に入ります。

行財政計画ですね。まず、1番目の問題ですが、この合併以来の経費が約2億8,000万円、そして効果が9,900万円、1億円ですね。費用対効果でいった場合、かなり効率が悪い。これでは何のために行革課を作ったかということになるんですが、なぜこういう結果になってしまったのか。最低でも2億8,000万円、これができて当然だと思うんですよ、せつかく課を作ったんですからね。そんな中で、じゃ今後、27年から28年で5億8,000万円ということですが、それにおいては資産、土地等の売却、それから経費の削減ということですが、具体的な項目をお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほど第3次のアクションプランの推進期間、7年間での効果額ということで、5億8,000万円を見込んでいるというお答えをさせていただきました。その内訳についてご回答申し上げます。

まず、その他の一般行政経費の抑制ということで約5億1,000万円というのを見込んでおります。この中には、庁舎等の機能移転による維持管理費の削減、それと消防分署の統合、それと公用車の削減、それから給食等の調理業務の委託というのを見込んでいるところでございます。

それから、未利用資産の処分ということでもお答えさせていただきました。こちらは流動的な部分もございませうけれども、年平均1,000万円程度を見込みまして、7年間で7,000万円という計算をしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今ざっくりお聞きしましたが、いずれにしても何のために作ったか分からなくなっちゃうんです。そこでまず、結局、今、職員駐車場の問題、それから職員厚生事業ですか、こんなのかなりの金額になるわけですよ。ですから、職員の駐車場550万円、それから職員の厚生事業の補助金が約230万円、これらはこの行革の中で検討されたのか。やっぱりこの前もちょっと、一般質問じゃないですが、質疑で質問しましたが、結局、敬老大会の茶菓を100円、200円ける。しかしながら、自分たちの身を切ることは何もやらないわけですよ。これを、自分たちの身を切ることをやって茶菓を削るならまだしも、そんな中で職員の駐車場とか厚生事業、これを行革の中で検討したのか。

それで、先ほど調理の委託云々で、調理は今全部委託しているんじゃないですかね、現状では。そして、この8年間にわたって9,900万円、約1億円しかできないものを、じゃ経費の削減、それから資産の売却でどれだけできるのか、現実味があるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、まず9,000万円ということの金額のほうをちょっとご説明させていただくということです。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） いいですか。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） まず、行革の中で検討したのかということでございますが、こちらは第3次のアクションプラン中での取り組み項目として、各種団体の補助金等々を見直していくというような取り組み項目もございます。

まだ実際には、先ほど総務課長なり財政課長のほうの答弁の内容のとおりでございますが、また30年度に見直しもございますので、それまでにはまた関係課のほうで協議しながらということになるかと思いますが、アクションプランの中には取り組み項目として入っておるということでございます。

それから、効果額のほうですが、目標額ですね。先ほど調理員の委託業務の関係がありました。こちらの算定の中では、これまで要は調理員がずっとやっていた場合と、委託にした場合の差額ということで、7年間で計算してございます。

それと、未利用資産のほうの売却ですが、こちらはまた、例えばこの年度にはこれを処分するとか、そういったのはなかなか予定としては立てられないと思いますので、一応推計といたしますか年平均で、先ほどお答えしましたように1,000万円の7年間ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、団体の例えば補助金の見直しをとるとか何とか、これは当然のことですよ。しかし、まず自分の身を切って、それからやるのが本当じゃないですか。我々もこれだけやっているんだよと、だから皆さん方もお願いしますと。



これだけやれば、駐車場だって毎年550万円、今までやっている、8年やったら四、五千万円になっちゃうでしょう。それから職員厚生事業に二、三千万円、1億円ぐらいになるわけですよ。そういう中で、市民にお願いをするならまず自分の身を切る、そういうことでこれはお願いしたいと思います。

次に、人事ヒアリングの問題です。というより定員適正化の問題でございますが、30年に再度見直しするということでございますが、いずれにしましても、何といたしましても経費の中で一番高いのは人件費なんですよ。

その中で、この前、市長は、大学を出て役所の職員を目指してくる、そのためにも門戸を少し広げておくと。こういう雇用の場と定員適正化計画というのは、全く逆行するわけなんですよね。そんな中で、30年に見直しするというのであれば、何を目標にやっていくのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 行革アクションプランの中で、30年にまず見直しをするという、それは大前提としてございます。定員適正化計画も第3次アクションプランに併せて、7年間という中で40人減らすということになっています。

ただ、今現在、既にその目標を上回る原因ができていう状況であれば、その実績に合わせた形で30年度に見直すということでもあります。その時点で何が、目標とする数値は幾つにするのか、そこはその時点で再度数値を定めることになろうかと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まあ上回っているということですが、やはり銚子市は一つの、旭市からすれば類似団体なんですよね。やっぱりそれが一つの目標じゃないかと思うんですよ。旭市だって、もう財政がかなり厳しくなっているわけですよ、下水道を含めてね。それからもろもろありますけれども、30年に見直しということであれば、もうそろそろ概略の削減計画もできていると思うんですが、しかしながら、大学出て来る人ですか、そのためにそれらを全然考慮しないで今の数字でいくのか、その辺です。お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、質問の中で銚子市が類似団体だということで、人数のお話がありました。

1点だけ、ちょっと銚子市のことについてお話しさせていただきたいと思うんですけども、銚子市は確かに職員数は減らしてきているんですけども、その中で、実は定員管理に載らない短時間勤務職員、これを相当数確保しているという状況であります。ちなみに銚子市は短時間勤務の職員が28年度、133人おります。旭市は15人です。その差というのは物すごく大きなものであるということで、まず1点そこだけはちょっとご理解いただきたいと思います。旭市だけが特に多いような形で言われてしまいますとちょっとどうかなというところもございましたので。

それで、あと定員適正化、これはもちろん今の政策に合わせた形で必要な人員というのをある程度確保していかなければいけないというのはあります。ですから、その市の政策に合わせて、例えば保育所が多くあれば保育費がたくさん必要になる。農業関係で、例えば銚子市よりも倍以上の農業者人口があれば、それに併せてそちらに従事する人も多くなる。そういったところを踏まえて、きちんとそれぞれの部門の中で人員の計画を立てていく必要があるだろうと、そのように思いますので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 我々は、そういう中身というのはよく分からないんですよ。それはたしか時間採用とかいろいろあると思いますけれどもね。しかし、それを言ったら切りがないわけですよ、実際。

それと同時に、旭市だってそうでしょう、例えば旭市は保育所が多いから、銚子市は学校関係が多いとか、いろいろそれぞれ事情があるわけなんです。旭市だって、人を減らしていると言ったって、例えば給食センターだって業務委託してみたり、また何回も言うように水道だって物件費、我々は中身が分からないんですよ。

そんな中で、いずれにしても人件費をいかに減らすか、これが大事だと思うんですよ。旭市が、例えばさっき言いました農業関係が多いの何のと言ったって、銚子市だって今度は水産関係が多いわけ、農業だって多い。そんな中で人件費だって十何人旭市のほうが多いでしょう。例えば一番我々の手っ取り早い、議会の事務局見たって銚子市のほうが少ないでしょう。個々にそういう、皆さん方は自分たちの有利なように取っているかもしれませんが、よく場所は有り従いと言うけれども、人も有り従いなんです。それだけの人にしたら、それで仕事やっちゃうんですよ。そういうのを十分踏まえた中で、やっぱり職員の定員適正化、これを検討していただきたいと思いますよ。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 中身が分からないというお話もございましたけれども、現実には職員が減れば、やはり市民サービスをどのように維持していくかというのは重要な課題で残っていくと思います。

そういった中で、人件費のお話もございましたので、ちょっと旭市の現状をお伝えしておきたいんですけども、旭市はラスパイレス指数は97.4という数値になっています。これは県下53市町村の中で、実は下から3番目であります。ちなみに、銚子市は37位という状況であります。ですから、そういったところでも比較的抑えながら職員を確保してきているということもあります。

ですから、一律に見ていただくというよりは、職員の働き方をぜひご覧になっていただければなと思っている次第でありますので、よろしくお願いします。やはり将来のためにも、必要な職員は確保していかなければなりませんので、そのところを踏まえて定員適正化も計画をしていくということで、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これは質問ではありませんが、ラスパイレスは幾ら高くたっていいと思うんですよ。人がそれだけ、5人でやってラスパイレス高い、10人でやってラスパイレス低いと言ったって、これは理由にならないんじゃないですか。

それでは、次の問題です。財政シミュレーションですか、この中に市が関係する全ての会計は導入されているのかということ、あまり導入されていないようですが、市民の要望する道路の補修費、これは建設課で全然その修繕費の概略が分からない中で、これは本当に加味されているんですか。それから臨財債、2回入って1回の支払いということでございますが、全く要領を得ない答弁になっていますが、その辺再度お尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答え申し上げます。

道路の補修費について本当に加味されているのかということについて、まず道路の補修費につきましては、先ほども少し申し上げましたとおり、大きな事業につきましては計画的にやっております、その金額を盛り込んでいるところでございまして、ご質問はそのほかの小さな補修ということかと思えます。小さな補修につきましては、個々の事業を積み上げるということではございませんで、これまでの実績等を勘案して、あるいは全体の事業ですと

か、財源等も勘案して、想定としての金額をシミュレーションの中に盛り込んだものでございます。

それと臨財債ということについてのお尋ねでございますが、これもまた繰り返しになってしまいますが、地方交付税と同じ扱いということで国は言っておりますし、私どもその認識でおります。その理由につきましては、先ほども申し上げたとおり、借りるときに現金として来ます。それは今まで国が現金を用意して交付してくれたものが、市で借りるという形にはなっているものの、その残りの処理につきましては、全て地方交付税のほうで手当てされるということから、交付税と同じ扱いになるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 道路の問題ですが、要は補修の問題なんですよ。これは地元の区長から上がった中で、やっぱり遅れますと、区長は何しているんだと言われるわけですよ。そんな中で、毎年ある程度はこの補修費を組んでいますけれども、17年かかっちゃって、何のために区長が要望を出しているのか。

また、臨財債の件ですが、課長はたびたび2回入って、出が1回だという。しかし、この臨財債というのは交付税の代替でしょう。昔は結局、国が全て交付税分は借金してやったけれども、国がもう借金できないから、そのために国に代わって市が借金払えよとやっているわけですよ。ですから、2回入って1回ということを知らない人、職員も同じだと思う。いや、随分有利な財源だと思う。これはあくまでも交付税なんですよ。交付税の分を市が借金したものを、国が市を通じて借金返済しているということじゃないんですかね。2回入って1回というのは、みんなに誤解を与えたいと思いますけれども、その辺どう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 道路の補修についてですけれども、財源という面からのみ私のほうでご説明したいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、全体の財源というのを見込んだ中で予算の措置を行っているところでございまして、その執行に当たりましては、担当課からの予算要求、担当課においては、それぞれの要望の中での優先順位を踏まえた上で予算の要求をしていただいているというふうに理解しております。

もう一つ、臨財債のお話がまたございました。代替だろうというようなお話がございまし

た。国が現金にして地方へ交付していた時代につきましても、国が用意するというのは、国の中での地方交付税の経理をする特別会計がございまして、その中で借金をして現金化して地方へ交付していたものでございます。じゃ、そのときの借金をどうやって返すかというのは、やはり特別会計の中で返していくということになりますので、その時代におきましてもやはり地方が返しているという概念もあろうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 道路は、全体の中で優先順位をつけてということでございますが、それで予算を加味したということでございますが、その金額が全くできないで、なおかつ今度は27年も実質収支をあれだけ出して、全然つじつまが合わないと思うんですよ。

それからもう一点、臨財債ですが、これはあくまでも交付税分なんですよ。ただ、それを市が代わって借りたから市を通過するだけ、ただ交付税ということ念頭に置いていただかないと、みんなだいぶまごつくと思うんですよ。その辺分からない人にも説明できるような説明をしていただきたいと思えますよ。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 道路の件について私のご回答できる範囲でお答えしたいと思います。

金額が全く分からない中でというようなお話もございました。やはり道路等につきましてはそれぞれ個々の事情がございますので、なかなか積算というのは、一つ一つは難しいのではないかなというふうに私は思っております。

それで、27年度に実質収支でたくさんお金が余ったというようなお話もございました。27年度につきましては、結果としてかなり大きな額が余ったというふうに理解をしております。それには、歳入のほう少し上ぶれた、あるいは歳出が執行が少し残ったという事情がございます。と申しますのも、合併の事業やら繰り越しの事業というのも多々ございまして、なかなか推計というのが難しかったという面がございます。ただ、事業の執行につきましては、必要なものについては27年度もしっかり取り組んだというふうなことは認識しているところでございます。

それと、臨財債の件でございますが、あくまで交付税分だと。交付税分だということは間違いございません。その中でたびたび私が、2回入って1回出ていくということが誤解を与えたとすれば、それは申し訳なかったなと思っております。議員おっしゃられるとおり、交

付税の代替えということには、間違いはございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 4点目の公共施設の問題でございますが、いずれにしましても、この総合管理計画遅かったというのは現実でございます。そんな中で、特に一番多い学校関係ですか、学校関係が半分くらい占めているわけです。そんな中で学校がほとんど終わっちゃった中で、あと、これからどういうふうにするかでございますが、それは全く検討していないと。これではちょっとお粗末だと思うんですが、いずれにしましても市民の合意をいただいた中で、スクラップ・アンド・ビルドでこの問題は対応していただきたいと思えます。

次に、大きな3点目の総合戦略の生涯活躍のまち。

全く構想もない、全くそういう骨格も考えていない中で、事業年度もない中で、どういうふうにしていくのか。結局、今、仁玉側の改修をやっている、それからその後何年かはあそこは転用できないんですよ。そんな中で、これでは全く絵に描いた餅になっちゃうと思うんですよ。一千何百万、この計画に使う必要ないと思うんですが、どう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 骨格がないというようなお話ですけれども、先ほど来、今骨格をコンセプトからより具体化ができないかということで、議案質疑のときも、ちょっと中身の導入機能ということでお話をさせていただきましたけれども、中に想定されるような施設なり、そういったようなものを詰めてございます。

この事業を実施していくには、ご指摘のとおり用地の問題、これが一番大きいと思っております。用地の問題につきましても、計画地と考えている所周辺は農地が大きくて、ご指摘のとおり仁玉側のストックマネジメント事業の受益地、そういうようなことから、そこで計画をしていくには、どういったような手続きをすれば受益地から外せるのか等々の協議を、県もしくは出先の事業を実施しているところと始めております。

正攻法で協議をしておりますので、できるできないというのは、できないというよりは、できるようにするにはどうしたらいいのかというような協議を前提で進めています。その辺の用地の問題、あとは今やる必要はというお話ですけれども、これはいわゆる地方創生は今やるべきだと思って、しかも最優先で旭市が取り組む課題だというような認識のもと、できる所から進めているというのが現状です。そういうことで、先送りというよりは今どこから

ということで考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、これは地方創生の中での総合戦略とかなんとか、その下のことになるわけですがけれども、しかし、正攻法の何のと言ったって、これは市が用地買収とかなんとかやれば、これはまだでしょうけれども、一般的にはできないものと私は見ちゃうわけですよ。そんな中で10年も先の実施の計画を作ったって、十年一昔、昔は十年一昔、それが今二、三年で変わっちゃう中で、これは全くの無駄じゃないかと思うんです。

そんな中でまた市長は、交流と癒やしの空間ができているという、ではどういうことがあそこで今、道の駅ができた、それから中央病院の患者の中で具体的にどういう人の集まりの場ができたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 年頭所感にも書いてありますけれども、中央病院はご承知のように5,000人余りの患者さんとお見舞客、そして職員の方々がいっぱいいるわけでありまして。通勤をするわけでありまして。そんな中で、道の駅ができたという中で、帰りに買っていこうかなと、ほかの店に寄らないで道の駅に何かあろうかなと。そんなような、やはり旭市は農産物の宝でありますので、そういった部分でも職員が潤いを感じてもらえるのかなと、そのように思いますし、中央病院の周辺に小さな拠点づくり、そういった部分でこれからいろんな産業も集約させながら、そういった農地の中の一部を、できればそういった癒やし空間ができるのではないかなと、そんなような思いで年頭所感で書いたところでありまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 中央病院の関係で、そんなに道の駅のお客が増えたんですかね、ということであれば。

それと、年頭所感というのは、その年やることを話しするのが年頭所感ということだと思うんですよ。年頭所感だから、これはまだまだ全く未知数のものでしょう。そんな中で年頭所感というのはどういうふうに考えているのか。それから、そういう中で道の駅、それから中央病院での相乗効果がどういうふうに出ているのか、具体的にお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今年実現をするというような部分では、年頭所感は書かないわけでありまして、新たな旭市のまちづくりの発進を、スタートを切ろうというような部分での思いをつづったわけでありますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

また、中央病院と道の駅の相乗効果でありますけれども、そういった費用対効果、現実の中ではまだ調査しておりませんが、恐らく中央病院の職員の方々も、7時まで夏は営業していますし、冬も6時、5時半に退社をするというような方々が何人かは寄ってくれるということは間違いないと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員に申し上げます。残りの質問時間はあと3分でありますので、簡潔にお願いいたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、4番目のインフラ整備ですが、建設課では補修費の概略の予算も全く分からないと、それから財政課でもつかんでいないと、その中で17年かかるという話を聞いた中で、29年度の予算でも2億円弱なんですよね。ですから、この17年をいかに、要望されている道路の補修、17年をどういうふうに短縮していくのか、計画についてお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 17年ということなんですけれども、実際には17年は、前にも説明したと思うんですけども、道路新設改良費の件数を要望件数で割った数字がそういう数字になっております。建設課といたしましては、今後要望された事業というか、そういう場所につきましては緊急性とか利用状況、地域のバランス、地元の意向等々を留意して、整備の優先順位を判断していきたいというふうに考えております。

それで、優先順位につきましては、地元の意向はもちろんです、地域のバランスも重要です。そして第一に、緊急性が高いものを優先させる必要があります。さらには、道路改良工事等につきましては、関係地権者のご理解と同意が最低限必要となるわけでありまして、どうしてもご要望された中でも緊急性の低いもの等、道路の整備、関係地権者の同意が一部で得られないものはどうしても猶予していかなければなりません。

そんなことで、可能な限り市全体を見た中で、緊急性が高いもの、地域間のバランスを考慮して対応していきたいと考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。



○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 補修の要望の出ている場所、その件数とその金額、それから緊急性云々という、立場が変われば物の見方が全く変わるわけでございますので、地元と役所では全く違うわけですよ。そういう中で、その緊急性は何を根拠にやっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 要望の件数、先ほど申し上げましたが、約370件ございます。場所については、市内全域ということで……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 補償の要望金額につきましては、実際には詳細な金額が分かっておりません。その理由といたしましては、要望内容に基づいて現地の調査を行います。工事に必要な情報を得まして、簡易な現地調査だけでは算出が難しいと、そういったことで道路改良とか、あと道路排水の順位につきましては、先ほど言いましたが、関係者のご理解も必要になります。

さらに、排水等につきましては流末の状況とか、あと広範囲な改修も中には出てきますので、詳細な調査を実施しない状況の中では、事業費の算出は極めて困難であります。加えて、毎年新たな要望や老朽化する修繕等が増えております。さらには、工事にかかわる人件費も増えます。もちろん建設資材等も当然増えてきますので、そういったことで全体事業費の詳細な算出は行っていないということでご理解いただきたいです。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 優先順位はあくまでも緊急性と、あと危険度ですかね、あと利用関係ですね、そういったものを見ながら判断しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、その要望の箇所のざっくりの事業費も全く把握していないわけですよ。そうなりますと今度は、財政のほうでも全く把握していない。じゃ、財政シミュレーションをどんなふうに進んでいるのか。全く私は疑問なんですよ。

それと、緊急性云々と言った。行政の見た緊急性と、また地元民では全然違うわけですよ。ちょっとこれあまりにもお粗末過ぎないかと私は思います。それで質問を終わります。答弁

はいいです。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保です。議長より発言の許可がありましたので、通告に従って質問をいたします。質問は4項目、10点です。

最初に、国保医療費について伺います。

市単独助成事業にかかわる国保負担金の減額調整についてであります。

旭市では、子ども医療費が中学3年まで所得制限はあるものの、現物給付とし無料になっております。国の助成制度のあるなしにかかわらず、市が単独で助成し、子育てなどで対象の方々に大変喜ばれておりますし、助成範囲、内容の拡大についての要望も多いところであります。

このような助成制度については、全国の自治体で制度化しておりますが、そうした地方自治体独自の医療助成について、国の見解は、昭和59年より医療保険程度では医療を受けた人と受けない人との公平や適正な受診を確保する観点から、一部負担を求めるとしております。

また、自治体の単独事業では市民の自己負担が少なくなるわけではありますが、国保の公平な配分という観点から調整措置が講じられております。旭市が市民の要望に応じて、市民福祉の向上のために単独助成する場合、国庫負担金が減額調整されていると思います。

1点目の質問ですが、子ども医療費等、旭市が減額される金額は幾らなのか伺います。

2点目に、自治体が国民健康保険を運営しておりますが、財政上持続できなくなっている

自治体が多くなっていると思われます。今後、運営が千葉県全体になると聞いておりますが、広域になった場合、保険料の影響はどのようになるのか伺います。

2項目めに、年金について伺います。

1点目に、障害者年金の国民基礎年金加入者、厚生年金加入者の手続きの違いを伺います。

2点目に、厚生年金について伺います。厚生年金の手続きは、佐原の日本年金機構の事務所へ行かなくてはさまざまな手続きができません。先日、厚生年金加入者の障害者年金給付手続きに、佐原の保険事務所に加入者を乗せて行ってきました。車で行っても一日がかりになってしまいます。また、手続きは一度では済みませんでした。公共交通を利用したら、大変な思いをして手続きしなくてはなりません。市の窓口でできないか伺います。

続いて、3項目め、教育について伺います。

この1月に、夜間中学の設置充実に向けての手引が、文部科学省から全国の自治体に通達されました。中学校夜間学級、夜間中学は戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から、夜間に、就労または家事手伝いを余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的としたもので、昭和20年代初頭に中学に付設された学校で、昭和30年ごろには設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、平成28年度現在、8都府県、25地区、31校で設置されておりますが、そこで1点目、義務教育未就学者は、旭市で何名ぐらいいるのか伺います。

2点目、戦後70年になり今新たな文科省からの通達、夜間中学についてどのような内容なのか伺います。

3点目、既に卒業し社会人になっている方々を掌握し、受講の確認をしていかなければなりません。今後の課題として、市としてどのようなことを考えているのか伺います。

4項目めに、公共施設の電気料金について、太陽光発電、風力発電などに代表される再生可能エネルギーが自由化され、東京電力以外の民間業者から電力を買えるようになりました。一定量の電力需要があれば電力価格を低く契約できると聞いております。

1点目に、現在の本庁舎などの電気料金は幾らか伺います。

2点目、現在、東京電力を除く一般電気事業者、いわゆるPPSについて、どのようなシステムなのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。なお、答弁は簡潔明瞭にはっきりとお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 国民健康保険について2点、年金について2点のお答えを申し上げます。

初めに、国民健康保険の（1）としまして、福祉及び子ども医療費助成事業に伴う国庫負担金の影響額についてお答えいたします。

旭市において減額されている子ども医療費助成事業及び重度心身障害者医療の平成27年度分影響額としましては、総額で2,034万3,000円となっております。内訳は、子ども医療費助成事業に伴う影響額が907万8,000円、重度心身障害者医療に伴う影響額が1,126万5,000円となっております。

次に、（2）の広域化になった場合の保険税についてお答えいたします。

平成30年度から国保の広域化が始まり、財政運営の責任主体が県となることに伴い、県は平成30年1月ごろに、各市町村の標準的な保険税及び納付金を示す予定であります。

県は現在、平成29年度を仮定した場合の標準的な保険税及び納付金を試算しているところであり、現時点において広域化による保険税等への影響は分からない状況であります。

続きまして、大きな2番目の年金についてで、そのうち（1）障害年金の手続き等についてお答えいたします。

障害年金は、病気やけがなどによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。障害年金には、障害基礎年金、障害厚生年金があり、病気やけがで、初めて医師等の診療を受けた時に国民年金に加入していた場合は障害基礎年金、厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金が請求できます。

障害基礎年金の受け付け業務は、地方自治法第2条第9項第1号の規定による法定受託事務となっておりますので、市で受け付けし、日本年金機構へ送付しております。障害厚生年金につきましては、年金事務所で手続きをとっていただくことになっております。

（2）の厚生年金の手続きについてであります。厚生年金の手続きについては、全国の年金事務所で行っております。近くの年金事務所は、香取市にあります佐原年金事務所になります。佐原年金事務所へ行くのが困難であるとのことですが、市では、全国都市国民年金協議会へ年金事務所のほうで月に数回、市等へ出張所を設けるなどの対応をしてもらいたいと要望しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、私のほうから教育問題についての（１）義務教育未就学者についてお答えをいたします。

平成22年の国勢調査を基にしました文部科学省の発表によれば、小・中学校の学齢期を経過した義務教育未就学者は、旭市では57人とされていますが、この57人の内訳、年齢ですとか国籍などの詳細は公表されておられません。このようなことから、現在のところ具体的な把握が難しい状況でございます。

なお、現在、学齢期にあります小・中学生については全て就学していることから、この義務教育未就学者の57人には含まれておりません。

続きまして、（２）夜間中学の内容についてですが、それについてお答えいたします。

夜間中学でございますけれども、これは市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる学級のことを言います。現在、夜間中学には、例えば議員おっしゃったように、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に通えなかった方、それから不登校などさまざまな事情から実質的に十分な教育を受けられなかった方、親の仕事や結婚などに合わせて来日したものの、日本の学齢を超過した外国籍の方などさまざまでございます。近年は外国籍の生徒が増加し、この夜間中学全体の約８割を占めているとのことでございます。

夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するためのさまざまな役割が期待されていることから、昨年12月に成立いたしました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、これによりまして就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられ、文部科学省では、各都道府県に少なくとも一つは夜間中学の設置を目指すという方針を掲げているところでございます。

続きまして、（３）夜間中学設置に当たっての今後の課題ということでございますけれども、この夜間中学の開設に当たりましては、当然のことながら教室等の整備に加えまして、教員の配置のために県が負担する給与の問題ですとか、多教科ございますので、非常勤講師の確保に要する市町村の経費負担の問題など、予算上の課題が当然のことながら挙げられます。また、夜間中学への入学希望者数や、それらの方の入学のニーズについても把握する必要があるのではないかと考えております。

先般、松戸市におきまして、市民団体の長年の要望を踏まえまして、平成31年度に県内2例目の夜間中学が開設されると報道されたところですが、文部科学省の方針を踏まえまして、今後、県教委が広域的な夜間中学の設置についてどのような対応をしていくのか、その動向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな4点目の公共施設の電気料金の項目2点についてお答えいたします。

初めに、本庁舎などについての電気料金についてのご質問でございます。

全ての施設についての金額は、把握はできておりませんが、その中で高圧の受電施設について金額を、少し前になります把握したものがございましたので、それでお答えいたします。期間としては、平成27年7月から28年6月までの1年間の額でございまして、47の施設が高圧の受電施設としてございまして、その47施設の合計としましては2億1,600万円ほどでございました。

特に大きなものを申し上げますと、まず一番大きいのがクリーンセンター、これは年間で4,570万円ほどです。次いで海上支所、これは海上支所の施設の中全部ということになります。1,580万円くらい。次に総合体育館、ここが1,080万円ほど、次いで第2給食センター、これが1,030万円ほどとなっております。ご質問にもありました本庁舎でございまして、本庁舎は810万円でございます。

以上が主なものでございます。

次に、(2)のPPSでございます。どのようなものかということでございましたが、PPSというのは略語でございまして、Power Producer and Supplierという言葉の略語でございます。日本語では特定規模電気事業者というふうに略されております。一般的には新電力と呼ばれるものでございまして、東京電力などの既存の大手の電力会社とは別の電気事業に新規参入した電力会社のことでございまして、大手よりも安い価格で電気を供給している会社でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

市民に減額調整があるということを知ってもらいたいということで議題にしました。減額調整額、私たちはペナルティと呼んでおります。我々公明党の地方議員からも、現在の少子化問題、政府が示す地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略に相反するものではないかということで、政府に要望して、6歳未満からの乳幼児医療費分については減額しないように平成30年からなったわけでありましたが、6歳、15歳は財源が不足しているために、いつなるか

分からない状態であります。

また、窓口負担をゼロにする、いわゆる現物支給方式、これは減額調整されますが、一時窓口で支払い後、後で立て替える分を償還してもらう償還払い方式は調整減額の対象とされません。

そこで、私のほうで、ほかの市町村の減額の金額を調べてみました。やはり1,000万円から2,000万円ぐらいの減額があるわけです。これだけの減額があると、ほかの市の新しい事業ができるだろうと私は思っているんですけども、そうした減額に対して、市民の皆さんが知らないものですから、要望とかさまざまなことでいろいろ言ってきます。高校生まで医療費を無料にしるとかね。そういった意味では、やはりこういったものを周知できないものだろうかというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 子ども医療費の助成事業なり、重度心身障害者医療の助成につきましては、非常にいい事業だというように考えております。そして、そういうような減額措置があるという書き方を載せるのは、いかがかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 実は保険制度は、昭和48年から老人医療費の無料化が始まりまして、10年間これは続きました。当時は高度成長期のピークだったので、豊富な税収があったわけですね。そうするとどうなるかという、医療費の負担が物すごく多くなってしまったんです。当然ですよ。医者に行くと、農家のおばちゃんたちが大手を振ってポットを持って、お茶を持って、そこで一日過ごしているわけですから。あるために抑制をしなくては行けないというふうに考えて抑制を始めてきたわけですね。

それと同じように、市の財政がこういうふうになりますよということだけはやはり知っておいてもらいたいという意味で、何とか周知徹底できないかというお話をしました。でないと、本当に福祉だから何でもやってくれるだろうというふうな市民からの声があるわけです、現実には。ですので、それはできないと言うのであれば、何かの方法でやっぱり話していかなくちゃならないのかなというふうに思います。

2番目の再質問です。旭市で保険税として徴収していますが、保険税と保険料の違い、これをちょっと説明いただきたいんですけども。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 保険料と保険税の違いですが、まず法律の根拠が、保険料は国民健康保険法と地方自治法によります。保険税は、地方税法の規定によって各市町村規定されております。一番大きな違いは徴収権の消滅時効、これが保険料であれば2年、保険税であれば5年、この辺が一番大きな違いじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 要は法律が全然違って、徴収する仕組みが変わってくるというお話だと思います。確かに保険税となると、消滅時効5年ということになります。保険税は差し押さえの優先順位が高いというふうに出ています。住民税と同じ優先順位で差し押さえが効くんですね。保険税は、これは遡及賦課とって、最大3年さかのぼって取れるわけですね。ですので、その辺のところをしっかりと理解しておかないと、ためていったときには大変なことになるということですね。その辺のところもやはり市民に分かっていただきたいなと、こういうふうに思って質問しているわけでありませう。

できれば、この保険の金額、税収ですね、これが今後県になったときにどのくらい変わるのかというのは、まだはっきり分からないということでおっしゃってございました。ですので、これなるべく低く、旭市が今低いほうだと思いますけれども、低く抑えられて、今の状況でできればありがたいなと思います。その辺のところは全く分からないものなんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 広域化になってからの保険料の算定方法なんですけれども、今、国が各都道府県に示した算定の方法なんですけれども、医療費水準が低ければ医療費それなり、低いに応じてかからないと。所得水準も所得水準に応じてということなので、所得水準が高ければ保険料は高くなる。そこまでの説明しかまだございません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この間、税務課長にちょっと用紙をもらって聞いたんですけれども、保険税の徴収というのは所得割と資産割と均等割、それから平等割というこの四つがありま



す。この四つのものが県になった場合が変わるのかどうか。その辺のところは全く分からないということでしょうか。これは自治体の裁量に任せるということですが、その辺が分かればありがたいんですが、全然分からないですかね。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 県が各市町村に示す税率、保険料率は2方式で示して、総額が仮に旭市であれば何十何億円ですよと示してきます。実際、市が被保険者に賦課する場合は、2方式であろうが4方式であろうが、それは市町村の裁量でできるというように聞いております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） いずれにしても、保険税があまりにも高いと、250万円の方で収入が250万円あるとほとんどといっても、かなりの額が、年間20万円ちょっとかな、かかってしまうという話なんです。そうすると、勤めていた方で年金そのもので暮らしていると、やはり年金とちょっとしたパートと、夫婦で暮らしていると非常に厳しい状況だということを伺いました。だいたい恐らく200万円から250万円前後、65歳ぐらいになったらそのぐらいになってしまうと思うんですね。ですので、これはやはり少し状況を待たなければなりませんけれども、その辺が分かればなと思って質問をいたしました。

次に、厚生年金の障害者年金の手続きです。障害者年金の手続きですが、全く同じということですが、先ほど話がありましたけれども、申請時に国民年金になっていれば、申請時というより、最初の発症の時に国民年金になっていれば国民基礎年金の障害者年金ですか、それが市役所でもできるということでもいいですね。厚生年金の場合には、症状が出た時に厚生年金であれば厚生年金という形でよろしいのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 一番最初に、一番最初というより、けがでも病気でも、それを年金では、障害年金の請求に使うときは初診日という言い方をしますが、その初診日の時に国民年金か厚生年金かによって障害基礎年金になるか障害厚生年金になるかということになります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、そういうことではっきりしました。よく会社に2年とか3年とか勤めて厚生年金になっていたという場合には、佐原の保険事務所に行くのかというふうに聞かれたものですから、それをはっきりと聞いたかったですけれども。

次の質問に移ります。

厚生年金の手続きですけれども、年金受給者の手続きというのは高齢者なんですね。今、高齢者の交通事故が多いと叫ばれている現状です。ましてや、障害を持った方なら佐原まで行くのは非常に大変です。これですけれども、今、保険事務所が千葉県で6か所、だいたい人口の多いほうにあります。そうした中で、市に出張で来てくれと言うようも、旭市、銚子市、匝瑳市で、広域で一つ設けられないのかどうか、これを協議していただきたいというふうに思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 旭市としても不便ですし、銚子市であれば電車で行く場合は乗りかえがなく行けるのかなと思うんですけれども、距離的にはそれなりにあるので、匝瑳市と近隣市町村と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この厚生年金の手続きですけれども、本当に大変な思いをして行っております。ですので、これぜひ3市で検討していただいて、要望として日本年金機構に出していただきたいと、このように思います。そこのところはぜひよろしくお願いします。

次に、教育についてですけれども、未就学で再度学びたい人、これは民間のフリースクールに通うしかないのが現状だと思うんですね。これは先ほど57名と言いましたけれども、今現在かなりの、卒業証書はみんないただいていると思うんですけれども、不登校などで学校に全く来ていない人たちがかなり増えていると私は思っているわけです。

銚子市でも、このデータによりますと59名、匝瑳市が百五十何名かあります。ですので、この件も人口が少ないので、これも広域で東部に一つ設けていただきたいなというふうに思うわけですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、3市程度で夜間中学の設置ということでのご要望でございませけれども、現状では旭市でのこういった要望というのは、私のほうでは把握はしていないところでございます。

議員おっしゃったように、銚子市、匝瑳市にも相当数の未就学者がいるということから、潜在的にどのような方が希望されて、またそういった方々がどのようなニーズを持っていらっしゃるのかということについては、まだ全く把握できていない状態でございますので、先ほど申しあげましたとおり、開設するに当たりましては県の予算を相当伴うことから、その辺につきましても、まずニーズ等が3市でどのようになっているのか、そういうことも含めまして、あるいは県の設置方針等も、今後の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） もし県のほうでも方針が決まって、そういうふうな形になればぜひ、東部に全くないし、今現在あるのは市川市ですので、市川市までこっちから行きたいなと思ってもまず無理なんですね。ですので、どうしても民間のフリースクール等に行くしかないんですね。ですので、そういった意味では一度中学を卒業された方でも20代、30代になると、ああ、もう一遍勉強したいなという方も中にはいるかもしれません。ですので、そういった意味ではぜひ、そういう県の指針が分かればこの東部地区にひとつ、どうか広域で設けていただきたいというふうにお願いします。

次の質問に入ります。4番目、これは今の節電対策、これはどのようにしているのかお聞きします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 現在の節電対策についてお答えを申し上げます。

これまでの取り組みとしましては、昼休みに窓口以外の所の事務室の照明を消灯するですとか、あるいは夜間につきまして残業等、やむを得ない場合以外を除いて、速やかに退庁することで照明や事務機器の電源を切るように心がけるですとか、あるいはパソコンなどの機器、これにつきましても長い時間外出するとか会議などで使用しないときには電源を切るような、こんな対策を心がけております。

また、これとともに夏の期間、5月から10月までにつきましては、クールビズ期間として

設定いたしまして、服装のほうも考慮することで冷房機器の設定温度を高めにするということに心がけているところがございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 節電対策を行っているということですが、それでは2番目の再質問に入ります。これは近隣のPPS導入、この状況というのを伺いたいんですけれども、これ分かればお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） PPSについての近隣の状況ということでございます。全てをちょっと掌握はできてはおりませんが、調べられる範囲で把握している中で申し上げます。匝瑳市、銚子市、香取市ということで調べてみましたけれども、まず匝瑳市でございますが、平成27年3月から市役所の本庁舎をはじめとして7施設について、その新電力への切り替えというのをやっているというふうに伺っております。

それと、銚子市につきましては、平成27年8月から給食センターあるいは小学校などで新電力に切り替えておるといってございます。また、28年7月、1年後でございますが、庁舎等でも切り替えを行ったというふうに聞いております。

あと、香取市でございますが、新聞等でもあったかもしれませんが、成田市と共同で新電力の会社を設立しているということで、新しい電力への契約という形ではなく、別の形での取り組みをしているということでございます。

そのほか、少し前の調査としまして県内の状況としましては、去年の5月現在の状況で県内54市町村のうち28の市町が、電力について新契約というのをやっているというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 旭市は、高圧電気施設はPPSに切り替えたというふうに伺いました。また、これかなり電力は、1,000万円近く匝瑳市では安くなったというふうに聞いております。今後ほかの施設について、旭市では導入予定というのはあるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） まず、現状について少し申し上げます。

旭市におけるPPSへの切り替えということでございますが、昨年の秋ぐらいから検討を始めておまして、既に新電力の会社と幾つかの施設分について切り替えの契約を行っております。切り替えの時期につきましては今月3月ということで、施設ごとにメーターをはかる時期が違いますので、3月のメーターの検針が済んだ後で新電力への切り替えということで今予定しているところでございます。施設数としましては、17施設をこの3月に切り替える予定で既に契約をしているところでございます。

それと、そのほかの施設についてということになろうかと思えます。先ほど47施設について、高圧の電気を使っているということを申し上げました。そのうちの17施設は、今申し上げましたとおり新電力の切り替えということで、もう既に道を整えたところでございますが、そのほかの施設につきましては、現在この契約を進めたところの状況を見きわめた上で、またどのくらいの効果があるのかということも見きわめた上で、新電力の切り替えというのを考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この新電力ですけれども、家庭でも今ありますので、結構安くなるんですね。入札で一定料金が安く上がりますので、匝瑳市などは1,000万円、そのぐらいの電力が半分の施設ですね。今後、匝瑳市はほとんどの施設でやるような話をいたしております。ですので、旭市もデータとらなくちゃならないんでしょうけれども、できれば電力の多い所は順次切り替えていったほうがいいのかというふうに思います。財政事情がいいわけではございませんので、そういった点では、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 磯 本 繁

○議長（佐久間茂樹） 続いて、磯本繁議員、ご登壇願います。

（6番 磯本 繁 登壇）

○6番（磯本 繁） 議席番号6番、磯本繁でございます。

平成29年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。日々暖かくなってまいり、梅も桜の花もつぼみが膨らんで過ごしやすい季節となってまいりました。

私から今回2項目2点の質問をいたします。

1項目として、移住支援と促進の取り組みについての、旭市の移住対策についてお尋ねします。

都市部で暮らす人たちの間に、自然環境や子育て環境に優れた地方への移住の希望が高まっているようです。先日発表になった移住希望地域ランキング2016年の都道府県ランキングでは、1位山梨県、2位長野県、3位静岡県となっています。毎年首位を争っているのが長野県と山梨県です。2016年には、前年1位だった長野県を押さえて山梨県が首位に返り咲きました。3位以下のランキングでは、島根県や広島県、秋田県、高知県、大分県、宮崎県などが近年順位を上げて頑張っているようです。これらの県では、移住者の受け入れ体制の整備を進めてきたことが人気の上昇の大きなポイントとされています。旭市の移住者への体制はどのように考えているのかお尋ねします。

一方、一般財団法人地域活性化センターの調査で、移住に際して気になることで気がかりなのが、1位は仕事です。回答者の75%が仕事のことを気にしており、地方移住への大きなポイントであることが改めて示されております。また、千葉県内においては、海岸に面した町への移住が多いようなことも聞いております。そして、自己実現に意欲的な若者世代の移住が、地方創生に大きな力を与えていることが期待されているところであります。

そこで、我が旭市では、このようなニーズにお応えするためどのような施策を行っているのか、お聞きいたします。

続いて2項目、農地中間管理機構促進について、農地の有効活用促進についてお尋ねいたします。

農業者の高齢化や後継者不足により、耕作されなくなる可能性のある農地を貸し出す取り

組みとして農地中間管理事業があるようですが、あまり利用されていないと聞いております。中間管理機構からあつせんされた農地を断った農業者の多くは、農地の未整備を理由に挙げています。また、農地の貸し出し手となる所有者も、費用負担してまで整備する意欲は乏しく、地方の事情が農地利用を拒む大きな要因になっているのではないかと思います。本市としては、農地の有効活用についてどのように考えているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、2回目以降の質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、旭市の移住支援ということで、どのような政策を行っているかについてお答えしたいと思います。

旭市では、人口減少、少子高齢化に歯どめをかけ、旭市の魅力を高めることにより、定住人口の確保に取り組んでおります。具体的には、平成25年度から実施しております定住促進奨励金交付事業、それと乳幼児紙おむつ給付事業、出産祝金支給事業、第3子以降保育料の無料化、子ども医療費助成事業などを実施し、子育て環境を充実させることで移住の促進に努めております。

また、これらの事業とともに従来からの旭市の魅力である、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷あさひをPRし、移住施策を推進しております。これらにより市の魅力を高め、まず旭市を知っていただき、住んでみたいと感じてもらえるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私のほうから、2項目めの農地の有効利用について。

（1）農地中間管理機構活用促進についてということでお答え申し上げます。

まず、農地中間管理機構の行っている農地中間管理事業の利用の状況をお答えしたいと思います。まず、この農地の貸し借りをここでしているわけなんです、貸し付けが26年度は9件、平成27年度は67件、平成28年度は1月末現在で51件で合計127件、面積にしますと98.8ヘクタールの貸し付けの希望がございます。それに対しまして借り受けの希望なんです、平成26年度が42件、平成27年度が26件、平成28年度、これは1月現在ですけれども17件、合わせまして85件ございます。

このような中で、実際に貸借が成立している件数なんですけれども、平成27年度が6件、

平成28年度は1月末時点で77件で合計で83件、面積にしますと65.8ヘクタールでありまして、貸付希望面積に対しまして66.6%の貸借契約が成立している状況でございます。

こういった中で、市では農地の利活用、未整備等をどういうふうに考えているかということでございますけれども、農地は作業の効率化や耕作者の確保のためにも圃場整備を行うほうが望ましいというふうに考えておりますけれども、さまざまな事情によりまして、未整備のままの農地があることは認識しております。このような未整備の農地など耕作されなくなりますと周辺農地への影響がありますので、荒地になることはできるだけ避けてほしいものだと考えております。ただ、農地の利活用、それから管理は所有者に行っていただくものと考えております。

なお、農林水産省のほうでは今国会で審議中ですけれども、農地中間管理機構が借りている農地の圃場整備事業について、農地所有者等の費用の負担のない圃場整備を実施できるよう、土地改良制度の見直しを進めておりますので、その情報収集をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

それでは、1項目、（1）の移住支援促進の取り組みについて。

過疎が進む農村・漁村に移住する意向があるかどうか。都市で暮らす人たちに尋ねたところ、「条件を整えばすぐにでも移住したい」「農村・漁村は子ども育てに適している」とのことが多いと答えています。

また、多くの回答者が、生活を維持するための仕事の確保を条件に挙げています。最多は、仕事があること、昨年までは自然環境がよいことを上回り、次に、医療・福祉の環境が整っていることで、自治体側が受け入れ態勢を整えることが重要だと思われまます。移住を希望する人たちに積極的に情報を発信するような施策はあるのかお聞きいたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 市のほうが、先ほどの政策等を積極的に情報発信するというような施策はというご質問です。

情報発信につきましては、現在広報紙ですとかホームページによる情報提供、市の作成する情報紙または子育て支援策を掲載したチラシの作成、それと旭市子育てサイトの開設など



を行っています。また、都内にあります移住交流情報ガーデン、ふるさと回帰センターなどを活用し、パンフレットなどの設置や移住相談会などにも参加しております。

さらに、今後は情報発信の強化策として、シティセールスに特化したホームページの作成を予定しております。掲載する内容といたしましては、さまざまなイベントや観光スポット、移住促進につながるような事業などを掲載し、旭市の魅力を全国にPRしていきたいと考えております。掲載する内容については、見やすさ、分かりやすさを意識して作成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

例えば旭市は東京に近く、全てにおいて最高の場所であるかと思います。一つは、恵まれた交通、都心に近い。2、恵まれた漁港。先ほど市長が言われたように、恵まれた農業、産物物の宝であり、また恵まれた日本を代表する中央病院などがあります。近くに国際空港など、この恵まれた旭市を積極的に情報発信してPRに努めていかれるようお願いいたします。

それでは、2項目として再質問させていただきます。

トラクターが入れるような土地や耕作しやすい場所は借り手が見つかりやすいと思われませんが、特にトラクターが入れないような山岳地帯や山間部などはなおさら借り手がなく、荒れ放題になっているのを見かけます。本市としては、農地の有効活用についてはどのような施策を考えているのかお尋ねいたします。

また、聞きなれない言葉ではありますが、先ほどちょっと答えていただいたんですが、農地中間管理機構とは具体的にどのような制度なのかお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず、山合いの狭い農地の、トラクターが入れないような所の有効活用ということでございますけれども、実際にトラクターが入れない所は借り手がないと。かといって、土地改良をやるにしても、そういったところはなかなか地権者全体の同意が得られないのかなということで、市でそこをとというのがなかなか対応できないのが現状でございます。何かいい方法はないかなと、今後も研究はしていきたいと思っておりますけれども、現時点でちょっと決め手になるようなことがございません。

それから、中間管理機構の関係ですが、これは農地の貸し借りのまとめ役、貸したい人と

借りたい人をうまく間をとるといふような組織でございまして、千葉県のほうが設置したもので、実際の事務は千葉県園芸協会のほうで行っています。例えば農地、高齢になりますと農作業ができなくなって、後継者もいなくて、長期間貸し出したい。それから、相続で農地を受けたんですけども、なかなか自分は、農業はしていないので誰かに貸したいとか、そういう場合に機構のほうに相談いただきまして、機構のほうでは、今度は借り手を探すというような組織でございます。

また、貸したい人の状況によっては、例えば今持っているものを全部貸し出すとかという場合に、転換協力金といった交付金の制度もございます。貸し借りでそういった協力金が出るというのは、この制度だけでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 島 田 和 雄

○議長（佐久間茂樹） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

3項目の一般質問を行います。

旭市が活気に満ち、持続可能な社会を維持し築いていくために、旭市総合戦略が昨年策定されました。この旭市民のための総合戦略促進の一助になればと思い、質問をします。

1項目めは市内農地についてで、1点目に、市内農地の耕地整理の実施状況と農地中間管理機構の実績等について伺います。

これらの1項目めの質問につきましては、磯本議員の質問とだいぶ重なるところがございまして、答弁につきましてはお任せします。

経済のグローバル化が進んでいる中で、農産物への開放圧力が高まっています。農業の競争力強化のために、国は農地中間管理機構を設立し、担い手への農地の集積を図っています。旭市では、この集積がどのくらい進んでいるか実績をお示してください。

また、担い手への集積を図る上で、効率よく耕作できない未整理の農地は担い手も敬遠し

がちです。旭市の農地面積と、そのうちどのぐらいが整理済みかお伺いします。

2点目に、農地中間管理機構による耕地整理に係る施策について伺います。

農地中間管理機構が農家から農地を借り受け、農家の負担なしで耕地整理をする話が国で進められています。どのような内容か、説明をお願いします。

2項目めは旭市総合戦略についての中で、旭市バイオマスタウン構想について伺います。

この構想は平成19年に作成され、旭市総合戦略にも継続して掲載されています。どのような目標を持った構想であったのか伺います。また、この構想で実施された事業はどのようなものがあって、その効果はどうであったか伺います。

3項目めは再生可能エネルギーについてで、1点目に旭市での普及状況について伺います。エネルギーは、食料などとともに国民の安全保障を考える上で重要なものです。

2011年3月に東日本大震災で原発事故が起き、再生可能エネルギーによるクリーンな発電への期待が高まりました。このエネルギーが普及することにより、日本のエネルギーの自給率が向上し、化石燃料への依存度が低下する。そして、電気料金の安定と環境保全につながります。そのような観点から、普及に積極的に取り組まなければならないと考えていますが、旭市の再生可能エネルギーの考え方と取り組み状況について伺います。また、旭市においての普及の状況について伺います。

2点目に、再生可能エネルギー施設設置による効果等について伺います。

設置による効果として、環境保全効果と経済的な効果が考えられます。環境保全効果として、これらの施設でクリーンなエネルギーが発電されたことによる、二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の削減効果はどのくらいであったか。市の目標があれば、目標に対してどうであったか伺います。また、経済的な効果として、旭市内での売電収入は把握が困難というようなことでありましたので、それではこれらの施設の設置に伴う固定資産税はどのくらいになっているか伺います。

3点目に有望な再生可能エネルギーの導入について伺います。

今後、旭市で有望な再生可能エネルギーとしてバイオガス発電が考えられます。バイオマス発電もありますが、バイオガス発電とバイオマス発電は、同じバイオでも発電方法が異なります。原料は同じ有機ごみを使いますが、バイオマス発電はこれらを直接燃焼させる発電方法で、一方のバイオガス発電は、これらを発酵させメタンガスを作って、それを燃焼させて発電する方法です。バイオガス発電のほうが導入コストや維持コストが低く、環境対策もより有効とされています。この環境対策に有効で、さらに再生可能エネルギーの固定価格買

い取り制度により売電価格が20年間保証され、収益も見込めるバイオガス発電を旭市の成長戦略として取り組むべきと考えています。市の考えをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、農水産課からは、1の市内の農地についての（1）、（2）、それから2番目の旭市総合戦略について、それから3の再生エネルギーについての（3）についてお答えいたします。

初めに、1市内の農地についての（1）市内農地の耕地整理の実施状況と農地中間管理機構の実績等についてでございます。

まず、市内の農地の耕地整理の状況についてですが、農業振興地域内にある農用地は、田が4,149ヘクタール、畑が2,923ヘクタールで、合わせて7,072ヘクタールになります。このうちパイプラインが整備された面積は、田が3,334ヘクタール、畑が222ヘクタールで、合わせて3,556ヘクタールになりまして、農振地域の50.3%がそういったパイプラインの耕地整理がされております。

それから、農地中間管理機構の実績でございますけれども、先ほど磯本議員のときにお答えさせていただきましたので、28年度の交付金の状況を申し上げたいと思います。28年度は2,820万円を予定しておりまして、実際にこの経営転換金がこういった場合に出るのかというのちょっと説明させていただき、その基準ですね、面積当たりどのぐらいのお金が出るのかという部分をお答えさせていただきたいと思います。貸し付ける面積が0.1ヘクタール未満の場合が1戸当たり5万円、0.1ヘクタール以上、1ヘクタール未満が、貸付面積掛ける5万円ということになります。

それから、1ヘクタール以上、2ヘクタール以下が1戸当たり50万円、2ヘクタールを超えますと1戸当たり70万円が転換協力金ということで出るものでございます。

続きまして（2）です。農地中間管理機構による耕地整理に係る施策についてということで、今、国のほうで検討している内容をということでございます。現時点では、まだはっきり分からないんですが、四つほどあります。まず一つ目は、機構が借り受けている農地で、かつ一定規模以上の面的なまとまりがあるもの。二つ目として、農地中間管理機構の借入期間が基盤整備事業開始から相当程度であること。三つ目としまして、本事業実施により担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。④として、本事業の実施により、事業実施

地域の収益性が相当程度向上すること、また併せて本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、農用地区域から除外規制強化のための措置等を講ずるなどの要件があるようです。

続きまして、2の総合戦略についての(1)バイオマスタウン構想についての目的、それから実施事業、効果ということでございます。

まず目的でございます。バイオマスタウン構想につきましては目標が三つございまして、一つ目は首都圏の食の供給地域としての安全、資源循環の実現と産地間競争力の強化であります。二つ目は、首都圏の定住エリアとして「日本一住みやすいまち旭」の実現で、三つ目は、地域の雇用促進等を挙げております。

また、この構想に伴って実施された事業についてですけれども、平成18年度から22年度に、国のバイオマス関連補助事業としまして、飼料製造施設に関するものが2件、家畜ふん尿処理と堆肥化のものが5件で、合わせて7件実施されております。

次に、効果ですけれども、飼料製造施設に関するものについては、飼料受給率の向上及び食品リサイクル法で掲げる食品廃棄物の削減に有効であります。

また、そのうち1件の施設につきましては、障害者の積極的な採用を行っており、雇用対策に貢献していただいております。このほか、家畜ふん尿処理と堆肥化施設につきましては計画どおりに稼働してございまして、製造された堆肥については飼料用作物の圃場、これはWCSとかデントコーン、そういった圃場に使われたり、干潟地域のブランド米等に還元されてございまして、耕畜連携による循環型農業を実践しているところでございます。

続きまして、3の再生エネルギーについての(3)有望な再生エネルギーの導入についてということで、畜産廃棄物を利用するメタン発酵ガス化発電推進の関係です。メタン発酵ガス化発電の推進についてですけれども、メタン発酵ガス化発電は家畜排せつ物をメタン発酵処理してガス化し、そのメタンガスを発電するものです。

この施設の建設費は、ほかの再生エネルギー、太陽光とか風力と比べますとかなり高額であるようですけれども、電気の固定買い取り価格の導入により採算性が高いと伺っております。また、この施設は、農林水産省の資料によりますと、技術的には実用段階ではあるが、小型施設については実証段階であるということです。発電施設は、畜産のふん尿の活用につながる可能性がありますので、市といたしましても情報収集して研究したいと思いますが、導入については設備投資やメンテナンス、採算性などを十分考慮する必要がありますので、個々の農家で検討いただければと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、環境課からは3項目め、再生可能エネルギーについての（1）旭市での普及状況について、（2）再生可能エネルギーの効果についてということで、CO<sub>2</sub>の削減効果ということでお答えをしたいと思います。

まず、旭市の普及状況ということでございまして、まず旭市の考え方ということでございます。再生可能エネルギーにつきましては、エネルギー源として永続的に利用することができるもので、太陽光、風力、水力、地熱、またバイオマスなどを言います。これらの資源は枯渇せず、つまりなくなることがありませんで、繰り返し使え、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーですので、地球温暖化の防止並びにエネルギーの安定確保などに寄与するものであります。また、災害等で電力の供給が停止した場合にも有効と考えますので、市においても情報の提供を行うなど普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市の取り組みということでございますが、現在、一般家庭においてエネルギー利用の効率化、最適化を促進できるエコ住宅、その普及促進を図るため、住宅用省エネルギー設備設置補助金としまして太陽光発電システム設置経費の一部を補助しております。これまで太陽光発電システムの補助件数は、平成27年までで478件、総出力は約2,180キロワットとなっております。

続きまして、市内における再生可能エネルギーの普及状況ということでお答えしたいと思います。

環境課としてはデータはございませんけれども、経済産業省の資源エネルギー庁のホームページデータによりますと、平成28年3月末時点の市内導入状況につきましては、太陽光発電設備は、設置数が1,853件、発電総出力で5万6,456キロワットでございます。

また、風力発電設備は2件でございまして、出力が5,750キロワットです。これらの合計は6万2,206キロワットになります。

続きまして、（2）です。再生可能エネルギー設置による効果ということで、CO<sub>2</sub>の削減効果ということでお答えしたいと思います。

再生可能エネルギー施設によるCO<sub>2</sub>の削減効果ということでございますけれども、市では実際、これらの発電量を把握しておりませんので、具体的な数値については示すことはできませんが、太陽光発電における予想発電量から想定した削減効果ということでお答えをし

たいと思います。

先ほど申し上げましたように、平成27年度末、市内の太陽光発電施設の総出力は約5万6,000キロワットでした。また、千葉県における太陽光発電施設の年間予想発電量は1キロワット当たり約1,066キロワットアワーですので、太陽光発電による年間発電量を約6,000万キロワットと想定しております。太陽光発電の場合、従来の発電方法と比べまして1キロワットアワー当たり約500グラムのCO<sub>2</sub>削減が見込めるため、計算上では約3万トンのCO<sub>2</sub>の削減効果があることとなります。

続きまして、市の目標に対してこれがどれくらいのものかというご質問だったと思います。旭市全体としての削減計画についてはございませんけれども、旭市役所の事務事業を対象にした旭市地球温暖化対策推進実行計画を行っております。この計画は、平成24年度の市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を基準として、平成26年から平成30年までに3.8%削減するというものでございます。

ちなみに、平成24年度の旭中央病院を含めた旭市役所全体の温室効果ガスの総排出量は約2万8,600トンでございました。現在これに取り組んでおります実績としましては、平成27年度の温室効果ガスの排出量は、本庁、支所、小・中学校などと旭中央病院の関係する施設を合わせますと約2万4,900トンでございました。これは目標の約13%弱の削減となっております。ということでございまして、現在、太陽光発電による先ほど3万トンのCO<sub>2</sub>の発電の効果があると申しましたけれども、市役所全体の中央病院を含めたCO<sub>2</sub>の排出量を上回っているということは言えると思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは大きな3番、再生可能エネルギーについてのうち（2）再生可能エネルギー施設設置による効果等についてということで経済効果についてお答えしたいと思います。

太陽光発電設備の償却資産に係る固定資産税ですけれども、平成28年度の課税額で申し上げますと、納税義務者数177人で、課税額は6,218万4,500円であります。

また一方で、太陽光発電用地の土地の評価額ですけれども、これにつきましては宅地価格の課税標準額の50%としております。田や畑を太陽光発電用地に転換した場合ですけれども、市内の1平米当たりの課税標準額の平均で比較しますと、田では約24倍、畑では約38倍となります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、再質問します。

まず耕地整理の状況、それから農地中間管理機構の実績等についてでありますけれども、耕地整理の状況でありますけれども、水田と畑、特に水田のほうが耕地整理が進んでいるわけでありますけれども、両方で50%、水田だけに限れば80%を超えているということで、水田につきましては特に整理が進んでいるということの中で、今後順調に担い手のほうに集積が進むんじゃないかなというような予測ができると思います。

その中で農地中間管理機構による集積というのは、先ほどの実績でもあまり数字的には上がっていないようでありますけれども、私の周辺では結構担い手に集積が進んでいるというように感じてはおりますけれども、そういった中で農地中間管理機構を通じて進んでいるのか、あるいはまた違った方法で進んでいるのか、その辺についてお伺いします。

また、市としては、農水課としてはこの農地中間管理を通じて貸し借りをするような指導をされているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず、農地中間管理機構の利用についてでございますけれども、担い手への農地の集積方法につきましては、従来からやっています農地法によるものが大半を占めておりまして、次が農業経営基盤強化促進法によるもので、農地中間管理機構の利用は数%にとどまっております。これは、今現在貸し借りをしている全体のものを見たときのお話です。ただ、ここ二、三年につきましては新たに貸借する場合は、農地中間管理機構の利用が大幅に増えております。

国では担い手対策としまして、農地の集積は農地中間管理機構を通じて行うことを推進しておりまして、農地の出し手となる農家へは、先ほど申し上げましたけれども、経営転換協力金を用意しておりますので、新たに農地を貸借しようとする皆さんへは、県と連携いたしまして、農地中間管理機構の利用を進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしくお願ひします。

そういった中で、まだ20%の水田が、水田に限った話になりますが、未整理ということで、



これらを荒らさないためにも、今後整理を進めていく必要があると思いますけれども、今後の予定についてはどうでしょうか、整理の予定についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 今後の耕地整理の予定についてでございますけれども、10年ほど前に、鎌数地先におきまして耕地整理が持ち上がりましたが、その後、米価の低迷等、農業情勢の変化によりまして計画がストップしておりまして、現時点では新たな耕地整理の計画はない状況ですが、先ほど申し上げました、現在国のほうで進めている土地改良制度の見直しによりまして、農家負担のない土地改良が成立するということになりましたら、また土地改良したいという希望地区等が出てくるのかなと思っております。その際には、市としても推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 耕地整理は大事だと思いますので、進めていただきたい。

そういった中で次の質問に移りますけれども、次の質問は、国が無償で耕地整理をやってくれるといったような話が最近、新聞紙上等でだいぶ流されているわけでありましてけれども、これが本当に実現すればいいなと考えているわけでありまして、この採択の基準とか条件とか、そんなものはどのような条件になっているのか、分かればお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 現時点ではまだ分からないんですけれども、現在の土地改良事業に、県営の土地改良事業の採択要件を申し上げますと、農業者の申請に15人以上の方からの申請であって、なおかつ耕地面積が20ヘクタール以上というような採択要件がございます。その辺がこの見直しによって、まず申請人というのがなくても大丈夫になるということと、面積要件、今まで20ヘクタールという部分が縮小されていくんじゃないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 実は、耕地整理の話なんですけれども、今、地元鶴巻地区で環境保全会といった形で活動しているわけでありましてけれども、その会議の中で農地の作り手がなく

なってしまって耕作放棄地になる可能性の田んぼがあるというような話が役員の中から出てまいりました。これは蛇園地区の役員の皆さんなんですが、その場所が、総武本線のトンネルがありますけれども、トンネルの前手の南側の地域ですね、あそこは今度、三川蛇園線が通る場所なんですけれども、その周辺の田んぼの地権者といいますか役員の皆様方から、荒れてしまうと、どうしたらいいだろうかというような話がありましたので、この話をしましたところ、そういう形でやってもらえればありがたいなど。ただ、これには中間管理機構に農地を貸すというのが条件なんですよね。農家側が貸すと、それが条件になっておまして、皆さんが貸してくれなければできないのかなというようなちょっと心配もありますけれども、その話もしましたところ、ほとんどの皆さんが恐らく、荒らすよりいいだろう、貸してくれるだろうというような話でしたので、先ほど課長も積極的に進めていきたいというような答弁がございました。私ども環境保全会としましても、そういった話でありましたので、ぜひこの話がまとまりましたら、まず進めて、この地区で取り上げていただければというふうに思いますし、また市内全体でも、この取り組みで進めていただければ農家負担がないということでもありますので、積極的にお願したいと思います。

次に、2項目めの旭市総合戦略のバイオマスタウン構想です。これについて再質問します。

どういった目標を持った構想であったか、あるいは実施された事業は、効果はといったような質問をしましたが、いろんな飼料を製造したり、ふん尿の畜産の堆肥化をされたり、ある程度の一定の目標を達成されたというような答弁でありましたが、構想全体を見ますと、まだ残されている事業もあるわけなんですよね。

これらの取り組みを進めまして、さらに循環する社会を目指すべきだと考えておりますけれども、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） この構想の今後の取り組み、進め方についてですけれども、現在、旭市バイオマスタウン構想に基づく新規の取り組みについて、農業者からの相談、要望等はありませんが、今後相談があった場合は、国・県、関係機関と連携し、支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、食料残渣を利用する事業や畜産廃棄物を利用する事業など、継続している事業については、今後も地域循環型農業の確立及び環境循環型の社会の実現に向けて促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） この構想は作成当時、平成19年にできたということでありますけれども、当時と比べますと状況が変化したといたしますか、さらにバイオマスタウン構想が進めやすくなってきたんじゃないかなというふうに感じております。

そういった中で、思い当たる点二つについて、ちょっと述べてみたいと思いますけれども、1点目につきましては、飼料用米、それからホールクロップサイレージの作付が始まりまして、最近大幅にこれが増加したことによって、堆肥の需要が高まってきていること。

それから、2点目につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まりまして、バイオマスエネルギーの推進を国が積極的に推進していると、この2点です。

2点目については次の3項目めでまた質問しますので、ここではこの飼料用米、ホールクロップサイレージの取り組みが始まったことによる影響についてちょっと考えてみますけれども、これまでどちらかというと堆肥の散布というのは畑が主でありまして、生産されている堆肥が十分に使い切れていたかという、そうでもない状況でした。

最近、飼料用米、ホールクロップサイレージの作付が増えまして、これらの稲の専用品種というのは、物すごく茎が太くて倒れにくい稲なんですね。そういった中で、適度な多肥栽培といたしますか、肥やしを入れたほうが増収につながると、そういう状況だろうと思います。

こうしたことから、特に砂地の地力のない水田などには堆肥を投入して栽培することが耕種農家にとりまして増収、増益につながります。また、畜産農家の堆肥の処分にもつながると、そういう状況ですので、堆肥を水田に入れるというような取り組みをもっと進めていくべきだと考えておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 飼料用米を作っている田んぼに堆肥の投入を推進してはどうかというご質問でございますけれども、市といたしましても、耕畜連携を推進する上でも有効な手段だと考えております。

現在、飼料用米の田に堆肥を投入する取り組みを実践している農業者、農家の方は既にいらっしゃると思いますが、今後、この取り組みが拡大していくよう推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 作業をするに当たっては、なかなか手間暇とといいますか人件費等がかかるわけでありまして、その辺をうまくクリアして、一度私もこれお願いしたことがあったんですよ、実は。入れてくださいというような要望をしたことがあったんですが、これがやってもらえないうちに田植えが始まっちゃいまして、できなかったと、そのような状況もありましたので、できるだけ、要望してくれた方には、お金はかかりますけれども、できるような状況を作っていただければというふうに思います。

それでは次に、3項目めの再生可能エネルギーについてのうちの、旭市での普及状況について再質問します。

普及状況、全体的には5,750キロワットの風力が、これはだいぶ前から同じ状況だろうと思います。太陽光については旭市内で1,853件、総発電出力は5万6,456キロワットだというような答弁がありました。普及に当たっては、特に太陽光発電につきましては農地の転用による設置が目立つわけでありまして、そのほかにもありますが、農地の転用につきましてどのくらいの申請があったのかお伺いをします。

農地法第4条、それから第5条による許可件数と面積についてお伺いをします。

また、農地法第4条、第5条による許可とはどういうものか、併せて答弁をお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農地転用による太陽光発電の数でございますけれども、平成29年1月末現在で145件でございます。転用の面積でございますが、約17万3,000平方メートルとなっております。内訳といたしまして、農地法の第4条の転用の許可によるものが27件で、転用面積が約3万4,000平方メートル、第5条の転用の許可によるものが118件で、転用面積が約13万9,000平方メートルでございます。

次に、農地法の第4条、5条による許可とはどのようなものかというご質問でございますが、農地法第4条による許可とは、農地の所有者自らが転用する場合、また農地法第5条による転用とは、農地の所有者以外の者が、転用する目的で権利移転や賃借権等の設定を伴う場合の許可でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、第4条による許可というのが、所有者が転用したと、

それで自分で設置したというような状況だろうと思いますけれども、こちらのほうが3万4,000平米で、5条は所有者以外の方が設備したというような状況だろうと思いますけれども、こちらが13万8,000平米ということで、こちらの第5条による転用のほうが圧倒的に多いというようなことが分かりました。

これは、所有者以外の方がということは、地元の方が所有者以外といっても地元の方もいると思いますけれども、旭市以外の会社とか、外部の資本で設置されたケースのほうが圧倒的に多いというように判断できるんじゃないかなと思っているわけでありましてけれども、恐らくこれは農地だけに限らず、そのほかの山林とか、そういう所においても似たような状況ではないかなと思います。

ここでどのようなことが考えられるかといいますと、できれば地元の資本でやることによって売電収益も地元に残すということが旭市にとっては、旭市を盛り上げるためにはこれが最も有効なやり方だったということだろうと思いますけれども、それがちょっと地代くらいになってしまったということで、若干その辺は残念なところでありましてけれども、まだ今いろんな業者が実施をしております。そういったことを頭に入れていただいて、今後展開していただければ旭市のためになるのかなというふうに考えているところでございます。

質問としましては、普及に伴う農地の転用で、農地面積の減少といったような問題があると思います。20年後に、太陽光発電の契約が終了した時点で農地に戻すことが可能なのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 太陽光発電の契約が終了した時点で農地に戻すことは可能かというご質問でございます。

農地法におきましては、農地とは耕作の目的に供される土地とされており、農地であるかどうかは土地の現況によって区分するものとされておりまして、質問のような事例でございますが、20年であればその時点、その時点における現況で判断することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） はっきり戻せるといったような答弁はいただけませんでしたが、その時点での現況で判断するというようなお話でした。恐らく20年後にはどちらでも、そのまま

継続でも農地に戻すと、そういうことも両方のことが可能だろうというような答弁のようにお伺いしました。

大切なことは、今の時点でクリーンなエネルギーの一つとして太陽光発電の電気というのが求められているという中で、農地で発電をしているわけでありましてけれども、20年後に世の中の状況がどのような状況になっているか。食料が大事か、エネルギーが大事かといった、そのときの判断で判断できると、その土地をどう使うかを判断できるというようなことだろうと思いますので、どうしてもそのまま継続しなければならないというようなことではないと思いますので、よかったというふうに考えているところです。

続きまして、施設の設置による効果とこれらについての答弁がございました。太陽光施設だけの話なんですけれども、CO<sub>2</sub>の削減効果が、計算しますと約3万トンの削減効果があったと。比べるものとしましては、旭市の市役所にかかわる施設、いろんな施設がありますけれども、市役所の施設は当然でありますけれども、中央病院とかクリーンセンター、学校、そのほかいろんな全般的な施設のCO<sub>2</sub>、出しているCO<sub>2</sub>が約2.8万トン、2万8,000トンを出しているという中で、それを上回る削減効果が、太陽光発電が旭市に設置されたことによって出たということだろうと思います。

これはそれなりに数字として、CO<sub>2</sub>なんていうのはどういうものかはっきり見えないもので分かりませんが、数字としてはそういうことでそれなりの効果が出ていると、そういうことだろうと思います。

経済的な効果でありますけれども、市の償却資産税が6,200万円です。この設備、設置による償却資産税として28年度の課税したのが6,200万円というような答弁がございました。

この6,200万円という数字なんですけれども、本年度の予算書を見ますと、償却資産税ですか、5億円ちょっとですね、旭市の償却資産税が。その中で6,200万円ということは、1割以上が太陽光発電によるものと、償却資産税は。ということでいいですよ。かなりの税収効果があったと思います。それはどういうことかといいますと、それなりの多額の投資がされたわけでありまして、こういうことを考えますと、1,800件の設置がされたということは、考え方を換えれば1,800件の創業があったと、そういうふうにも考えられると思います。市もこの事業の創業ということを成長戦略の中では、企画課長、だいぶ重要に思っていると思いますけれども、創業ですね、考え方を換えれば多額の投資をして創業したというような考え方も成り立つんじゃないかなと、私の考えですけれども、思っているところでもあります。

このように太陽光発電施設の設置は、クリーンエネルギーを創出しながら税収増にも結び

ついております。この税収増を原資としまして、さらなる再生可能エネルギーの確保や、バイオスタウン構想にもある循環の実現と競争力の強化を目指していただきたいと思っておりますけれども、この辺については多分検討はされていないと思っておりますけれども、どうでしょうか。どなたかお答えください。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） かなりハードな質問かなと、急に振られまして。

クリーンエネルギー等で得た市税、これをさらにCO<sub>2</sub>削減のための施策にということで、環境課ともども考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そもそもこのバイオマス発電の取り組みにつきましては、先ほど言いましたとおり、市のバイオスタウン構想、これに示されております。ただ、事業化はされていなかったわけですが、先ほども言いましたように、固定価格買い取り制度が始まり、発電の収益性が高まってきました。バイオガス発電を実施するには、原料となる有機物が必要になりますが、旭市は畜産が盛んで大量のふん尿があります。近隣市には旭市ほどはありません。旭市には豊富に畜産のふん尿があります。このふん尿がバイオガス発電では原料となります。つまり、旭市には今現在、発電をするための資源が眠っている状態というふうに考えられます。これを有効利用しない手はないと思っております。まず発電をしてから、収益を上げてから、次に堆肥として使えば2回役立つわけです。

私は、この先進地の愛知県豊橋市の養豚農家のバイオガス発電施設を視察してきました。これもまだ始まって1年足らずの施設でありましたけれども、次のような点でさまざまな効果があると思われました。

1点目としまして、クリーンなエネルギーをまず発電できる。それから、2点目としまして、売電収入による経営基盤の強化ができる。それから3点目としまして、最終的に、農場の中で処理するふん尿の量が削減できる。4点目としまして、農場のにおいの減少というのがあります。養豚農家はにおいがしますけれども、その減少が見られました。これにつきましては、豊橋市が確かに減少しているというようなデータをとりまして、証明書が発行されておりました。5点目としまして、熱の利用が可能と。熱も利用できるんですね、発電時におきましては熱を、まだ計画の段階でしたけれども、ハウス栽培に使うと、そういうような話もされております。このような効果が認められたわけであります。

この話を地元の旭市の何人かの養豚農家の方々に話をしたわけでありますけれども、そうしましたら、大変魅力的な話だとしながらも、先ほど農水課長が答弁でおっしゃいましたが、初期投資が多額になると。回収はできるんですよ、最終的には。でも、初期投資が大変なんですね。また、20年間運転することでの機械類の耐久性の問題なども心配しております、これをまだ踏み出すといったような状況にはなっていません。

初期投資を減らし普及を図るには、国の補助金の制度もあります。これはバイオマス産業都市構想と、この取り組みが市として求められるわけでありますけれども、この制度に取り組みますと、半額程度の補助金が得られるというようなことが示されておりました。市として、この辺どのようにお考えかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） バイオマス産業都市構想についてでございますけれども、この構想は、バイオマス活用に重点を置いたバイオマスタウン構想、今までのと違いますか現在のバイオマスタウン構想というのは、バイオマスの活用という部分に重点を置いているわけでありますけれども、この構想をさらに発展させまして、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水道汚泥等の地域のバイオマスの原料、生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一環システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しく、災害に強い町、村づくりを目指すものです。

策定に当たりましては、具体化する取り組みについて、事業内容や施設整備計画、事業費、事業採算性など詳細に記載することになります。

市といたしましては、現在、構想を策定する予定はありませんけれども、今後バイオマスの活用について農業者から相談がありましたら、構想の策定について、国・県、関係機関を交えて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしく申し上げます。

この取り組みはぜひ進めていただければと思います。これがうまくいけば、さらに市として環境保全効果、要するにCO<sub>2</sub>の削減ができますし、畜産農家を初めとしまして、この事業に取り組む事業者の経営安定にも寄与して、雇用の促進といったようなことにもつながる



んじゃないかなと考えております。さらには、総合戦略の推進にもつながるものと思います。  
検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時31分